


高知市教育振興基本計画策定委員会スケジュール

6月	第1回委員会（委員委嘱）
7月	第2回委員会
8月	
9月	第3回委員会
10月	教育委員会定例会において報告
11月	パブリックコメント 
12月	校長会において中間報告 第4回委員会 議会においての中間報告
1月	総合教育会議
2月	第5回委員会 教育委員会定例会においての審議・策定
3月	校長会において報告 冊子・ポスター印刷・配付

令和3年1月
総合教育会議
資料

第2期高知市教育振興基本計画（案）

令和3年1月21日（木）

は じ め に

令和3年3月 高知市教育委員会

目 次

第1章 第2期高知市教育振興基本計画策定について	1
1 第2期高知市教育振興基本計画策定の趣旨及び位置付け	
2 計画期間・進行管理について	
3 計画の対象範囲	
4 策定の経緯	
5 SDGs（持続可能な開発目標）との関わり	
第2章 高知市の学校教育を取り巻く状況	4
1 学力について	
◆ 全国学力・学習状況調査結果について	
2 生徒指導について	
(1) 暴力行為について	
(2) いじめ問題について	
(3) 不登校児童生徒の出現率について	
(4) 全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査結果について	
3 体力について	
◆ 平成31年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査結果について	
4 国の動向	
(1) 第3期教育振興基本計画	
(2) 平成29・30年改訂 学習指導要領	
5 学校を取り巻く社会の動向	
(1) 急速な技術革新と超スマート社会の到来	
(2) 少子高齢化，人口減少	
(3) 子供の貧困など社会経済的な課題	
(4) 学校における働き方改革	

第3章 高知市が目指す教育 11

- 1 高知市教育大綱
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本目標
- 2 第2期高知市教育振興基本計画
 - (1) 基本目標について
 - (2) 基本目標の考え方

第4章 今後4年間の主要施策及び主な事業・取組 14

- 1 基本目標・基本方針・主要施策の体系
- 2 基本目標ごとの基本方針・主要施策・主な事業・取組について

基本目標Ⅰ 夢・希望・志を持って社会を生き抜く人づくり 15

- 基本方針1 キャリア教育の充実
 - 主要施策① 体験活動の充実
 - 主要施策② 志を高める教育の推進
- 基本方針2 防災教育の充実
 - 主要施策① 防災学習の推進
 - 主要施策② 学校防災リーダーの育成
 - 主要施策③ 地域防災拠点としての学校づくり
- 基本方針3 特別なニーズに対応した教育の推進
 - 主要施策① 特別支援教育の充実
 - 主要施策② 就学・教育相談の充実
 - 主要施策③ 帰国・外国人である子供への支援の充実
- 基本方針4 長期欠席・不登校への対応の充実
 - 主要施策① 学校における支援体制の充実
 - 主要施策② 教育支援センターの充実
 - 主要施策③ 家庭への支援の充実

基本目標Ⅱ 思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成 23

- 基本方針5 人権・平和教育の推進
 - 主要施策① 人権・平和教育の推進
- 基本方針6 道徳教育の推進
 - 主要施策① 道徳教育の推進
- 基本方針7 人権尊重を基盤とした生徒指導の充実
 - 主要施策① 教育相談体制の充実
 - 主要施策② 組織的な生徒指導体制の充実
 - 主要施策③ いじめ防止等対策の推進
 - 主要施策④ 社会的資質や行動力を高める支援の充実
- 基本方針8 体力の向上と食育の推進
 - 主要施策① 体力調査の実施
 - 主要施策② 体力や運動能力、健康に対する意識の向上
 - 主要施策③ 食に関する指導の充実

基本目標Ⅲ 自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成	28
基本方針 9 確かな学力を育む教育の推進	
主要施策① 学力調査の実施・分析・活用	
主要施策② ICTを活用した新しい学びの推進	
主要施策③ 特色ある教育課程の推進	
主要施策④ 外国語教育の充実	
主要施策⑤ 学習習慣確立の推進	
主要施策⑥ 読書活動の推進	
主要施策⑦ 新しい高校教育の創造	
基本方針 10 学校の組織力及び教職員の資質・能力の向上	
主要施策① 組織として機能する学校づくり	
主要施策② 教職員研修の充実	
主要施策③ 校内研修の活性化	
基本目標Ⅳ 学校・家庭・地域との協働による教育力の向上	36
基本方針 11 地域における教育力の充実	
主要施策① 地域との連携・協働体制の推進	
主要施策② 地域に貢献する人づくりの推進	
基本方針 12 活力ある学校づくり	
主要施策① 学校評価による学校・家庭・地域の連携協力	
主要施策② 学校を支援する体制の充実	
基本方針 13 学校段階等間の円滑な接続及び小中一貫教育の推進	
主要施策① 幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の強化	
主要施策② 小中連携の強化及び小中一貫教育の推進	
基本目標Ⅴ 学びと育ちを支える教育環境の向上	40
基本方針 14 学校安全の体制整備	
主要施策① 学校安全の組織的な取組の推進	
主要施策② 通学路の安全対策	
基本方針 15 学校のICT環境整備及び運用等への支援の推進	
主要施策① 学校のICT環境整備及び運用等への支援の推進	
基本方針 16 家庭の経済状況に応じた負担軽減への対応	
主要施策① 就学のための経済的支援	
基本方針 17 教職員の指導體制・指導環境整備の推進	
主要施策① 学校における働き方改革の推進	
主要施策② 学びを支える人的支援の充実	
感染症等の影響を踏まえた「学びの保障」への対応	44
高知市教育振興基本計画策定委員会条例	46
令和2年度高知市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	48

第1章 第2期高知市教育振興基本計画策定について

I 第2期高知市教育振興基本計画策定の趣旨及び位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。

本計画では、平成27年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い策定した「高知市教育大綱」（高知市の教育の基本理念と7つの基本方針）に基づき、基本方針・主要施策・主な取組について定めました。

また、国や高知県の教育振興基本計画を参酌し、「2011 高知市総合計画 後期基本計画」との整合性を図りながら、本市の教育振興のための施策に関する基本計画として、「第2期高知市教育振興基本計画」を策定しました。

教育基本法（抜粋）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） （大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

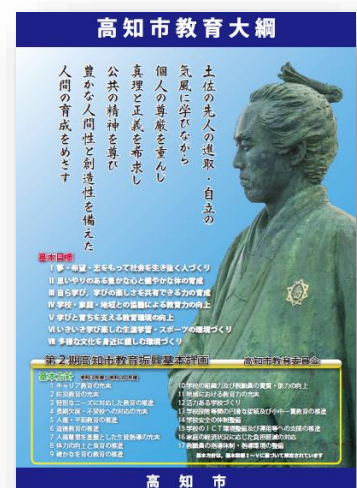
高知市教育大綱（平成28年3月策定）

(1) 基本理念

土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成をめざす。

(2) 基本目標

- I 夢・希望・志を持って社会を生き抜く人づくり
- II 思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成
- III 自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成
- IV 学校・家庭・地域との協働による教育力の向上
- V 学びと育ちを支える教育環境の向上
- VI いきいきと学び楽しむ生涯学習・スポーツの環境づくり
- VII 多様な文化を身近に親しむ環境づくり



2 計画期間・進行管理について

本計画の期間は、令和3年度から令和10年度までの8年間とします。

また、主要施策については、今後4年間に取り組むべき主な内容を示し、各施策や具体的な事業について進捗状況の点検・評価を行い、PDCAサイクルを重視しながら本市の教育振興を進めます。

年度	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R01 2019	R02 2020	R03 2021	R04 2022	R05 2023	R06 2024	R07 2025	R08 2026	R09 2027	R10 2028				
高 知 市	2011 高知市総合計画 基本構想20年 基本計画10年 実施計画 概ね3年																			
	前期基本計画(10年) 2011～								後期基本計画(10年) ～2030											
	第2次実施計画				第3次実施計画				第1次実施計画				第2次実施計画				第3次実施計画			
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">高知市教育大綱</div> <div style="flex-grow: 1; border-bottom: 1px solid black; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: -5px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">→</div> </div> </div>																			
	高知市教育振興基本計画				高知市教育振興基本計画【改訂版】				第2期高知市教育振興基本計画(8年) 【4年で主要施策・主な事業の見直し】											
	高知市学校教育指標																			
国	第2期教育振興基本計画				第3期教育振興基本計画															
県	高知県教育大綱				第2期高知県教育大綱															
	第2期教育振興基本計画				第3期教育振興基本計画															

3 計画の対象範囲

本計画は、「高知市教育大綱」における7つの基本目標のうち、基本目標Ⅰ～Ⅴの学校教育に関連する高知市教育委員会所管の施策や事業を対象としています。

4 策定の経緯

本市では、昭和48年度から昭和50年度までは「高知市学校教育重点目標」、昭和51年度から昭和55年度までは「高知市学校教育目標」、昭和56年度から平成24年度までは「高知市学校教育指標」に基づき、時代の変化とともに内容や表現を変えながらも、学校現場と一体となった学校教育を進めてきました。

平成25年度には、新たに平成32年度までの8年間を計画期間とする「高知市教育振興基本計画」を策定し、骨子を「学校教育指標」として、基本理念を具現化するための基本目標や基本方針を示しました。

また、主要施策については、平成25年度から平成28年度までの4年間に取り組むべき主な内容を示し、各施策や具体的な事業について進捗状況の点検・評価を行い、PDCAサイクルを重視しながら、本市の教育振興を進めてきました。

平成28年3月には、基本理念と7つの基本目標から成る「高知市教育大綱」を策定し、この大綱を踏まえ、平成29年度から平成32年度までを計画期間とした「高知市教育振興基本計画【改訂版】」を策定しました。

そしてこのたび、国及び県の教育政策、本市の総合計画の動向を踏まえた上で、これまでの振興基本計画の成果と課題を整理し、令和3年度からの8年間を計画期間とした「第2期高知市教育振興基本計画」を策定しました。

5 SDGs（持続可能な開発目標）との関わり















SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、経済・社会・環境の3つの調和が取れた社会を目指すための国際目標です。

本市では、総合計画 後期基本計画において、「SDGsが目指す国際社会の姿は、高知市の目指す将来の都市像（「自然と人」（環境）と「人と人」（社会）が共生し、さらに「まちの発展」（経済）が調和した新しい共生文化を自由な精神をもって創造する都市）と重なっており、本市の将来にわたる持続可能な発展を考えるうえでも、本市自らが積極的にSDGsの達成に向けて取り組む必要がある」として、SDGsと総合計画の施策の関連性を明らかにし、各施策に基づく事務事業の実施にあたっては、SDGsの推進や活用を個別に検討していくことを基本姿勢としています。

また、SDGsは、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと、それを実現するための169のターゲット（達成目標）で構成されており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けて全ての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本教育振興基本計画における施策は、SDGsの17のゴールの中の多くのゴールと関連がありますが、「4 質の高い教育をみんなに」を基本としながら、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」の達成に貢献するとともに、将来にわたって子供たちが夢を持って生きていける持続的な社会の実現を目指し、誰一人取り残すことのない教育の構築を進めます。

【第2期高知市教育振興基本計画の基本目標とSDGsのゴール対応表】

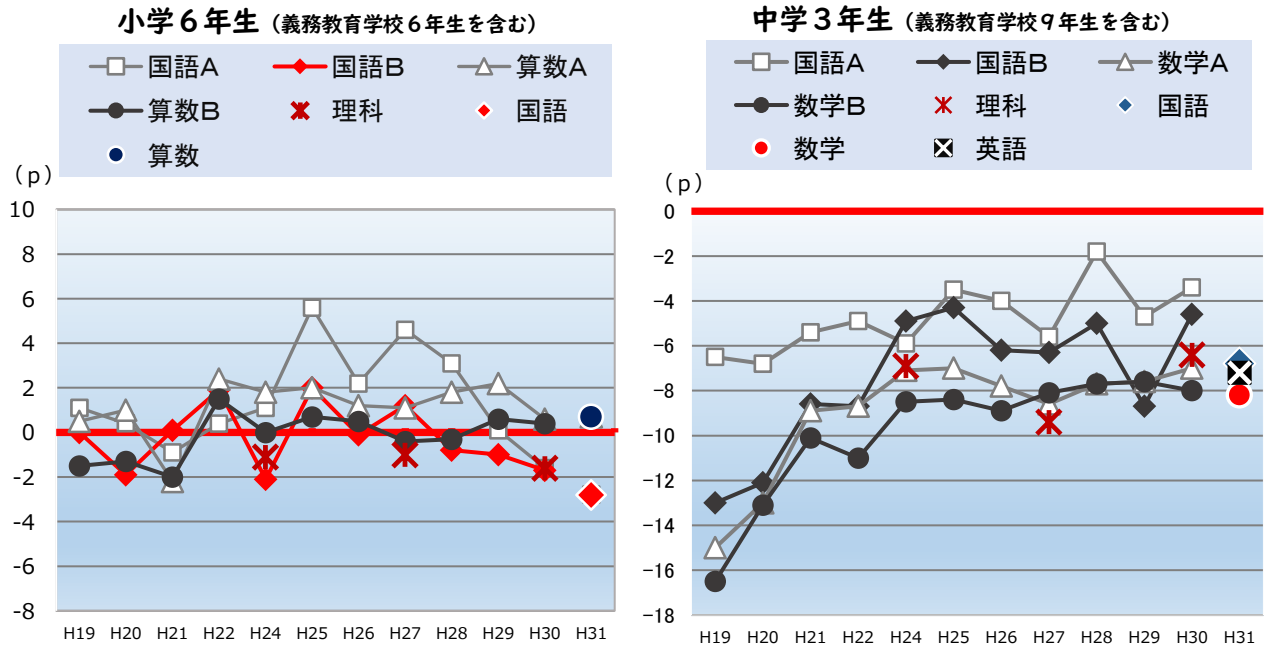
基本目標	関連性の高いSDGsのゴール						
I 夢・希望・志を持って社会を生き抜く人づくり	1 貧困をなくそう 		4 質の高い教育をみんなに 				
II 思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	10 人や国の不平等をなくそう 	16 平和と公正をすべての人に 	
III 自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成	1 貧困をなくそう 		4 質の高い教育をみんなに 				
IV 学校・家庭・地域との協働による教育力の向上				4 質の高い教育をみんなに 		11 住み続けられるまちづくりを 	
V 学びと育ちを支える教育環境の向上	1 貧困をなくそう 		4 質の高い教育をみんなに 				

※ 高知市総合計画 後期基本計画における「総合計画（基本計画）の施策とSDGs17のゴール対応表」で示しているゴールのうち、関連性の特に高いものを抜粋しています。

第2章 高知市の学校教育を取り巻く状況

1 学力について

◆ 全国学力・学習状況調査結果について



※ このグラフは全国平均との差（ポイント）を示しています。（全国平均を0で表しています。）

平成31年度調査から、国語と算数・数学の調査において、これまでA問題（「知識」に関する問題）とB問題（「活用」に関する問題）に分けていたものを、知識・活用を一体に問う問題へと変更したため、平成30年度の結果と線で結んでいません。

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査が実施されませんでした。

高知市の小学6年生の学力は、国語、算数及び3年に1度実施される理科を含め、全国平均レベルにあります。しかし近年、国語の結果が下降を続けている状況が懸念されています。

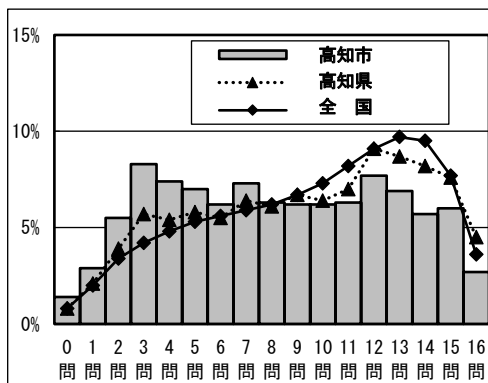
平成31年度の全国学力・学習状況調査結果を教科ごとにみると、国語については、全国平均正答率を2.8ポイント下回る状況となっています。学習の基盤となる、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力の育成に向けて、習得した知識・技能を言語活動を通して、使いこなすまで高める手立てを講じていく必要があります。一方、算数については、全国平均正答率を0.7ポイント上回る状況です。特に数と計算の領域においては引き続き良い結果が見られています。また、国語と算数とも学力調査における無解答率が全国を下回っており、粘り強く学びに向かう姿勢が育まれてきたことがうかがえます。継続的に学習意欲を高める指導の工夫を図っていくことが大切です。平成30年度に実施された理科については、全国平均正答率を1.6ポイント下回る状況となっています。観察、実験で得られた結果を基に分析して考察し、その内容を説明するなど、問題解決の活動を確実に位置付けていく必要があります。

中学3年生の学力は、調査開始当初から見ますと改善傾向にあります。しかし、国語、数学及び3年に1度実施される理科、英語を含め、全国平均正答率を下回る状況にあります。

平成31年度の全国学力・学習状況調査結果を教科ごとにみると、国語については、全国平均正答率を6.8ポイント下回る状況となっています。例年出題されている「目的や意図に応じて相手に伝えたいことを根拠を明確にして書くこと」に課題が見られました。書く場面において、生徒が様々な情報等を理解したうえで、自分の考えを形成し、適切に表現することができるように指導を工夫することが大切です。

数学については、全国平均正答率を 8.2 ポイント下回る状況となっています。反比例の表から式を求める問題や表やグラフから問題解決の方法を説明する問題の正答率が低く、思考・判断・表現だけでなく、技能においても、指導の改善を図っていかねばなりません。分布の状況は右のようになっており、中位層から下位層の学力の底上げが喫緊の課題となります。これらの課題を解決し学力が定着するためには、家庭学習や帯タイム、放課後学習等の授業以外の取組や、ICTの効果的な活用にも力を入れていく必要があります。

H31 中学校数学正答数分布グラフ
(横軸：正答数、縦軸：生徒数割合)



一方で、生徒質問紙調査の結果からは、国語、数学において「授業の内容がわかる」「〇〇の勉強は大切だと思う」の肯定的な回答が前年度より増加しており、学習に対する興味・関心や理解度等に対して改善傾向が見られてきました。単元や1時間の授業を通して教科の価値や内容の理解が少しずつ高まってきたことがうかがえます。

英語については、全国平均正答率を 7.2 ポイント下回る状況となっています。コミュニケーション能力の育成に向けた言語活動の充実として、特に書く場面において、自分の考えや気持ちを整理し、まとまりのある文章で表現することにつながる学習活動を設定することが大切です。平成 30 年度に実施された理科については、全国平均正答率を 6.4 ポイント下回る状況にあります。自然の事物・現象の原因を指摘し、問題解決の知識・技能を活用して、実験を計画するなど科学的に探究する活動を重視する必要があります。

小・中学校におけるこれらの課題を改善するために、学力・学習の結果を全教員で分析・共有し、子供たちの実態に即した授業改善の取組を進め、継続的な学力の検証改善サイクルの確立を図っていくことが重要です。特に課題の大きい中学校では、各中学校区において小・中学校が課題を共有し、9年間を通した課題改善の継続的・系統的な取組を連携して行っていくことが重要です。

2 生徒指導について

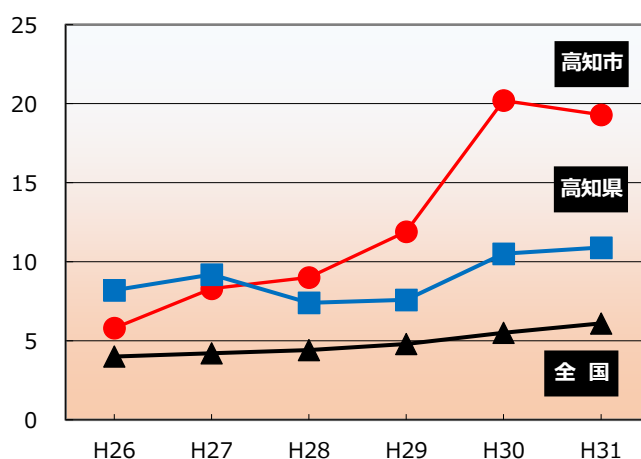
(1) 暴力行為について

暴力行為の 1,000 人当たりの発生件数について、全国の発生率は平成 27 年度以降増加傾向を示しています。高知県も同様に増加傾向にあり、全国発生率の 1.5 倍～2 倍の発生率で推移しており、生徒指導の充実是最優先で取り組むべき状況であると考えます。

高知市は高知県と同様に増加傾向で、平成 31 年度は微減となったものの、全国発生率の 2 倍～3.6 倍となっています。同一児童が問題行動を繰り返す等、暴力行為に及ぶ原因が複雑化している

と推察される事例もあり、長期にわたるきめ細かな対応や児童相談所をはじめとした福祉関係機関や警察署等、関連団体との連携も含めた組織的な生徒指導が求められており、児童生徒の状況に応じた支援を継続して行っていくことが重要です。

(件) 暴力行為の発生件数 (1,000人当たりの発生件数)



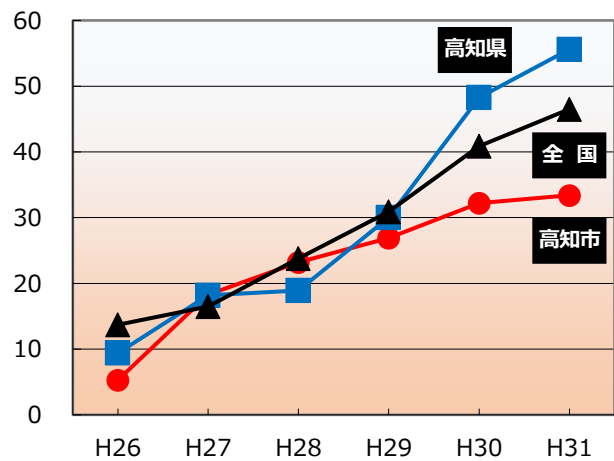
※ 高知県及び全国の数値は、国・公・私立を含む
※ 高知市は、高知市立小・中・義務教育・高等学校の合計

(2) いじめ問題について

平成27年度に文部科学省が示した「いじめの認知に関する方針」に基づき、いじめの認知について各学校が検討・見直しを行ったことにより、全国、高知県及び高知市とも件数は増加しています。高知市におけるいじめの1,000人当たりの認知件数は、平成31年度は33.4件となっており、平成29年度以降は全国、高知県の認知件数を下回ってはいるものの増加傾向にあります。

学校がいじめの未然防止のための組織として取り組むのはもちろん、子供たちの状況変化をいち早く察知し迅速な初期対応を実践すること、状況を的確に判断し適切な対応・支援を継続していくことが重要です。また、福祉や医療に関する支援につなげるため、学校外で支援を行う組織と連携し、円滑な支援を行うための体制を構築する必要があります。

(件) いじめの認知件数 (1,000人当たりの認知件数)



※ 高知県及び全国の数値は、国・公・私立を含む
 ※ 高知市は、高知市立小・中・高・特別支援学校の合計

(3) 不登校児童生徒の出現率について

小・義務教育（前期課程）学校においては、全国と同程度の出現率で、推移も全国と同様に増加傾向にあります。

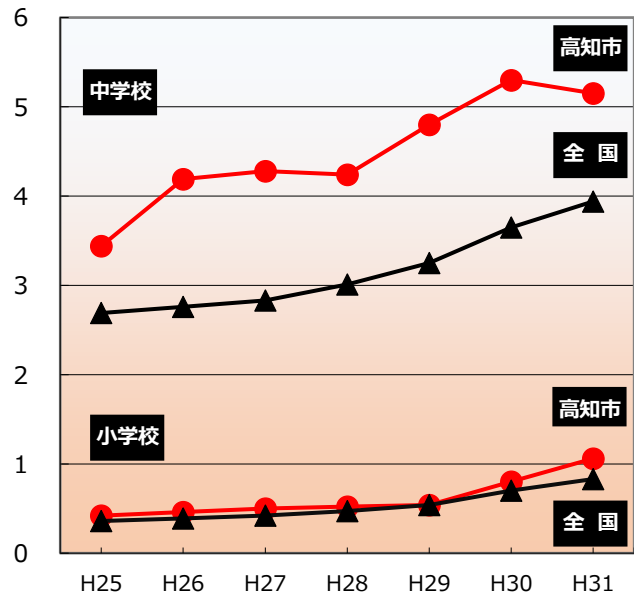
また、中・義務教育（後期課程）学校は、全国と比べると、依然として高い出現率となっていますが、平成31年度には減少に転じています。

小学校等においては、学級担任を中心に個別対応を行ってきましたが、不登校の背景が複雑化、多様化したことにより対応が難しいケースが生じてきたと考えられ、組織的な対応を行うことのできる体制を早急に構築する必要があります。

中学校等においては、時間割の中に不登校支援委員会を設定し、組織的、そして丁寧に取り組んできたことの成果が表れつつあり、さらに支援の充実を図ることが求められています。

このような中、本市の不登校対策としましては、平成16年度からの「不登校を生じさせない学校づくり」の取組をさらに推進すべく、教育委員会が『高知市の子どもたちの未来のために～不登校支援ハンドブック～』を作成・配付し、全ての児童生徒を対象とした未然防止の取組の充実と、登校が安定しない児童生徒に早い段階で気づき、適切な初期対応を行い、新たな不登校を生じさせない取組、そして、不登校状態にある児童生徒への自立に向けた支援と進路の保障への取組といった、子供の状況に応じた取組を進めています。

(%) 不登校を理由とする長期欠席児童生徒の出現率



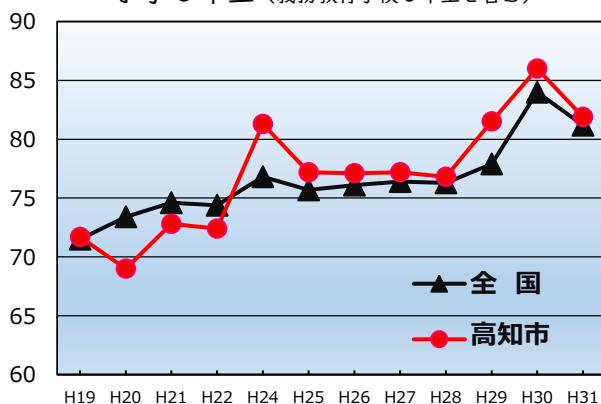
(4) 全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査結果について

※ 「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合。

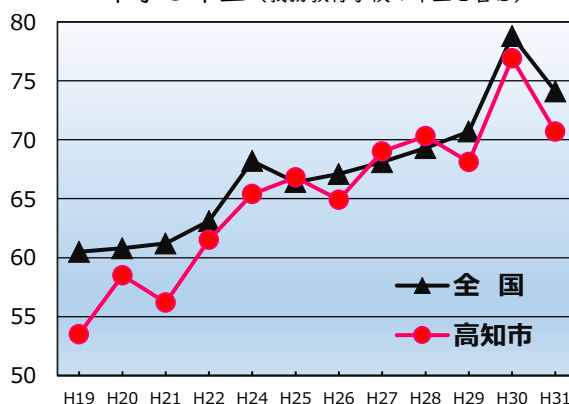
※ 令和2年度の全国学力・学習状況調査はコロナウイルス感染症の影響により実施されませんでした。

○ 自分にはよいところがありますか

(%) 小学6年生 (義務教育学校6年生を含む)

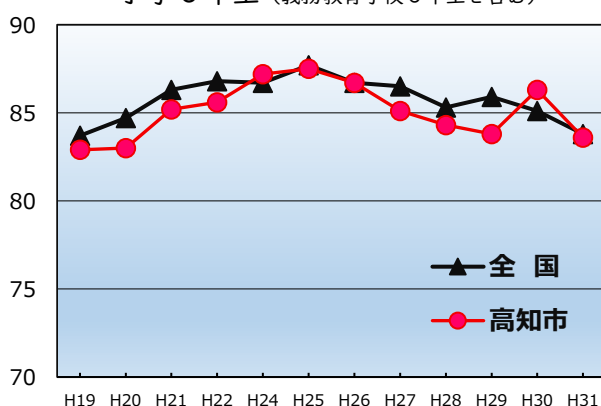


(%) 中学3年生 (義務教育学校9年生を含む)

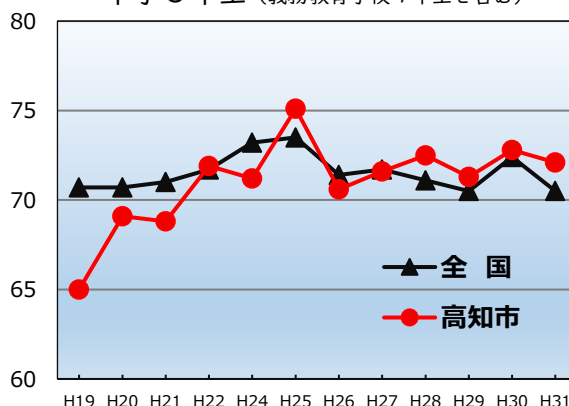


○ 将来の夢や目標をもっていますか

(%) 小学6年生 (義務教育学校6年生を含む)



(%) 中学3年生 (義務教育学校9年生を含む)



全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙調査において、「自分にはよいところがありますか」に対して肯定的に回答した児童・生徒の割合は、平成19年度の調査結果と比較すると大きく増加しています。全体的に、児童生徒の自己肯定感が高まってきている良い傾向にあるといえます。

また、「将来の夢や目標をもっていますか」という質問に対して肯定的に回答した児童生徒の割合は、中学生は概ね増加傾向にあり、平成19年度と平成31年度の調査結果を比較すると7.1ポイント高くなり、平成28年度以降は、全国平均値よりも上回っています。一方、小学生は、肯定群が85%前後を推移しており比較的高い割合ではありますが、平成25年度調査を境にやや減少傾向が見られます。

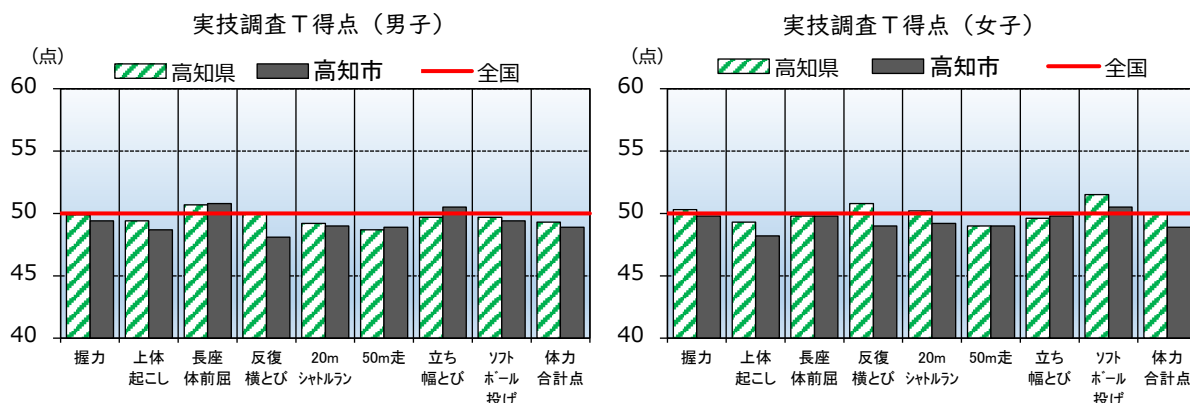
変化の激しい社会を生き抜いていくためには、児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓くことのできる力が必要です。こうした力を育成するためにも、教育を通じて、個々の自尊感情や志を高める取組をさらに進めていくことが重要であると考えます。

3 体力について

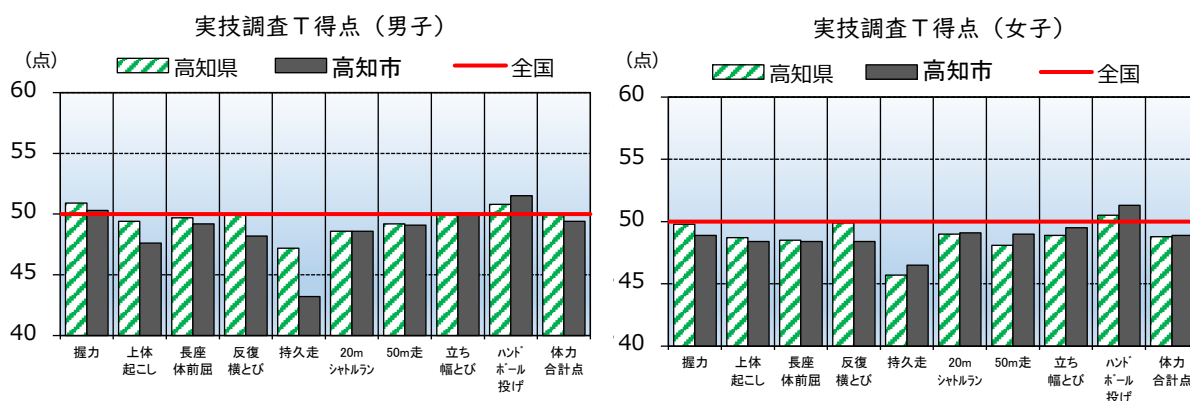
◆ 平成31年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

※ 令和2年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査はコロナウイルス感染症の影響により実施されませんでした。

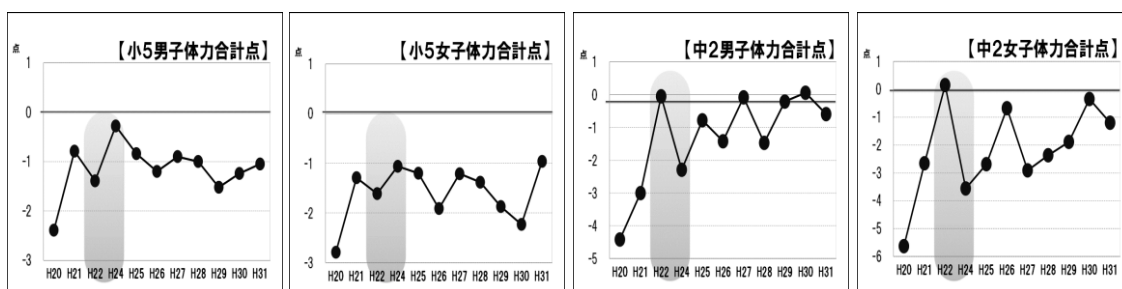
① 小学5年生（義務教育学校5年生含む） ※ 全国平均を50点としています。



② 中学2年生（義務教育学校8年生含む） ※ 全国平均を50点としています。



③ 平成20～31年度 全国平均との差の推移 (H22・H24は抽出調査, 他の年度は悉皆調査)



本市の児童生徒の体力実態は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の体力合計点で見ますと、小学生及び中学生は全国平均を下回っているものの、その差がマイナス1.5ポイント以内まで迫っている現状から、概ね全国平均レベルにあるといえます。特に、平成31年度の結果を前年度の結果と比較した場合、小学生男女の改善傾向が顕著に見られています。種目別に見てみますと、ボール投げが小5男子以外は全て全国平均を上回っており、小5男子は長座体前屈、中2男子は握力が全国平均を上回り、さらに小5中2男子のそれぞれが立ち幅跳びにおいて全国平均を上回りました。種目別の結果から、本市は全国的には課題とされているボール投げに成果が見られています。また、課題がある種目としては、小・中学生ともに上体起こし及び反復横跳びとなっており、その改善に向けて、調査方法の周知・徹底を図るとともに、授業等において補助運動を取り入れていく必要があります。

4 国の動向

(1) 第3期教育振興基本計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）

国においては、第2期教育振興基本計画で掲げた「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き続き継承しながら、技術革新やグローバル化の一層の進展等、2030年以降の社会の大きな変化を受け止め、また、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとして社会の持続的な成長・発展を目標とする国際的な政策の動向も踏まえて、これからの教育政策の在り方を示す「第3期教育振興基本計画」が平成30年6月に閣議決定されました。

本計画では、全ての人が、これまで以上に質の高い能力を身に付け、さらにそれを磨きながら、未来に希望を持って生涯を生きることができるよう、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むことが必要だとしています。

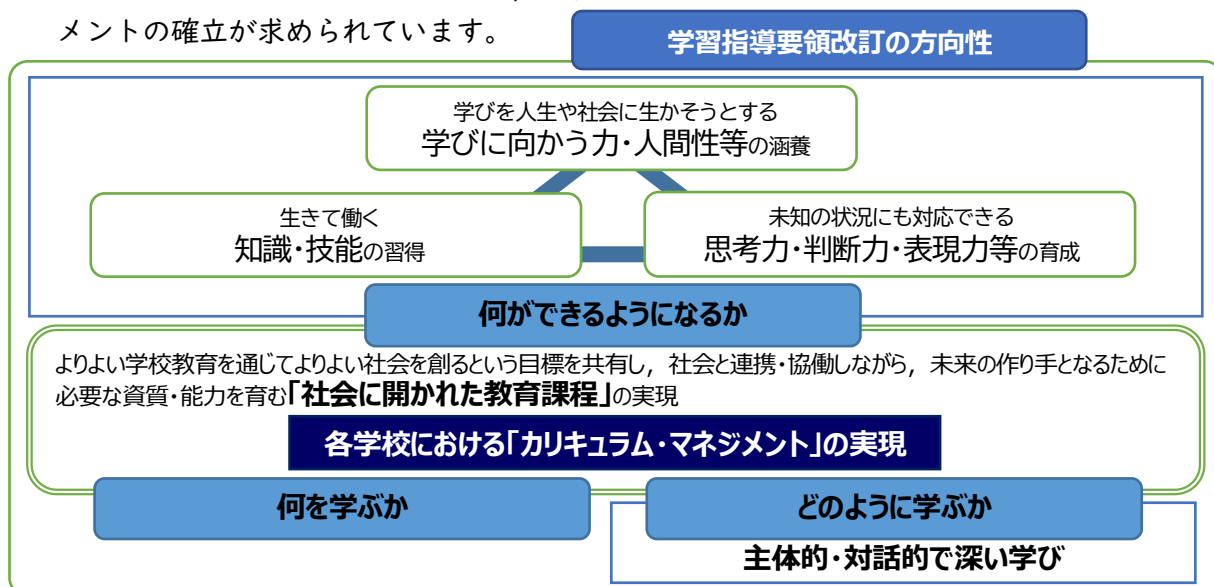
(2) 平成29・30年改訂 学習指導要領

幼稚園は平成30年度から、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面实施、高等学校は令和4年度から年次進行により実施となっている改訂学習指導要領等では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

その実現のために、「何ができるようになるか」という観点から、育成を目指す資質・能力が「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」に整理され、「何を学ぶか」という観点からの教育内容の改善・充実とともに、「どのように学ぶか」という主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善についての方向性が示されています。

教育内容の主な改善事項としては、「言語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」があります。また、その他の重要事項としては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化」「学校段階等間の円滑な接続」、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実やプログラミング教育を含む情報活用能力の育成についても示されています。

各学校においては、学習指導要領等の趣旨を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実態等を踏まえて教育課程を編成・実施し、改善・充実に図っていくというカリキュラム・マネジメントの確立が求められています。



5 学校を取り巻く社会の動向

(1) 急速な技術革新と超スマート社会¹の到来

現在の社会は、知識・情報・技術をめぐる変化が加速度を増しており、また、グローバル化の進展によって、社会の変化を正確に予測することはますます難しくなっています。

このような状況の中、2030年頃には、IoT (Internet of Things)² やビッグデータ³ , 人口知能 (AI) 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会 (Society5.0) の到来が予想されています。また、技術革新の進展により、今後日本の労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等に代替できるようになる可能性や、これまでになかった仕事が新たに生まれることも指摘されています。

そのため本市においても、高度情報化社会への対応として、国の「GIGAスクール構想の実現」による、ICTの環境整備をはじめ、ICTを活用した教育活動やプログラミング教育の推進により、これまでの教育実践とICT活用のベストミックスを図りながら、新しい学びのスタイルを構築することが必要です。

(2) 少子高齢化、人口減少

日本の人口は、2008年をピークとして減少傾向にあり、2030年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が日本の総人口の約3割を超えるなど、生産年齢人口の減少が加速することが予想されています。本市では、人口の自然減と若者を中心とする県外への転出などにより、全国に先行する形で少子高齢化、人口減少が進んでいます。

少子化が進むことで、地域社会の活力低下や、子供のコミュニケーション不足などが懸念されており、今後はより一層、学校・家庭・地域との協働による教育力の向上を図っていくことが重要です。

(3) 子供の貧困など社会経済的な課題

平成27年の厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、日本の子供の貧困率は13.9%であり、17歳以下の子供の約7人に1人が経済的に困難な状況にあります。

親の経済的な困難は、子供の生活習慣や健康面などに影響を及ぼします。また、学習や体験の機会を失うことによる学力の低下や経済的な理由による進学等の断念など、「教育格差」が生じることにより不安定な就業につながり、子供もまた貧困に陥るという「貧困の連鎖」も懸念されます。

子供たち誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、夢に向かって頑張ることができるように、学びの保障や家庭への支援を行っていくことが必要です。

(4) 学校における働き方改革

近年、教職員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっています。

教職員のこれまでの働き方を見直し、業務量の適正化などを図ることによって、教師自らが授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにしながら、自らの人間性や創造性を高めることで、子供たちに対する効果的な教育活動の実践につなげていくことが求められています。

¹ 仮想空間（サイバー空間）と現実空間（フィジカル空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

² あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称

³ 大量で、多種・多様なデータ、並びにそれらのデータを許容できる時間内に効率的に収集・蓄積・処理・分析し、活用するための技術

第3章 高知市が目指す教育

I 高知市教育大綱

(1) 基本理念

土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成をめざす。

時代を先取りし、広く世界に目を向けて行動する土佐の先人の生き方に学びながら、時代の変化に即応し、公共の精神、伝統や文化を尊重して、心豊かでたくましく生きていく人間像を示します。

(2) 基本目標

これからの激しい社会変化の中で生き抜いていくためには、自らを律しつつ他の人と協調し、やさしさや思いやりの心を持って、主体的に学び続けながら、学ぶ喜びを実感できる教育を進めることが重要です。そして、ふるさと高知を愛し、土佐の先人のように志を持ち、どんな困難にも夢や希望を失うことなく、自ら未来を切り拓いていくことのできる人材育成を目指した高知らしい教育を進めていくことが求められています。

そこで、総合教育会議での議論を踏まえながら、7つの基本目標を設定しました。

基本目標ⅠからⅢまでで、どのような人間を育成するのか、どのように育成するのかを表し、その育成環境をどのように支えていくかを基本目標Ⅳ、Ⅴで表しています。基本目標Ⅵ、Ⅶでは、生涯学習やスポーツ、身近な文化に親しむ環境づくりを表しています。

この基本目標を実現するための具体的な施策や事業等については、第2期高知市教育振興基本計画やその実施計画により、取り組んでいきます。

基本目標

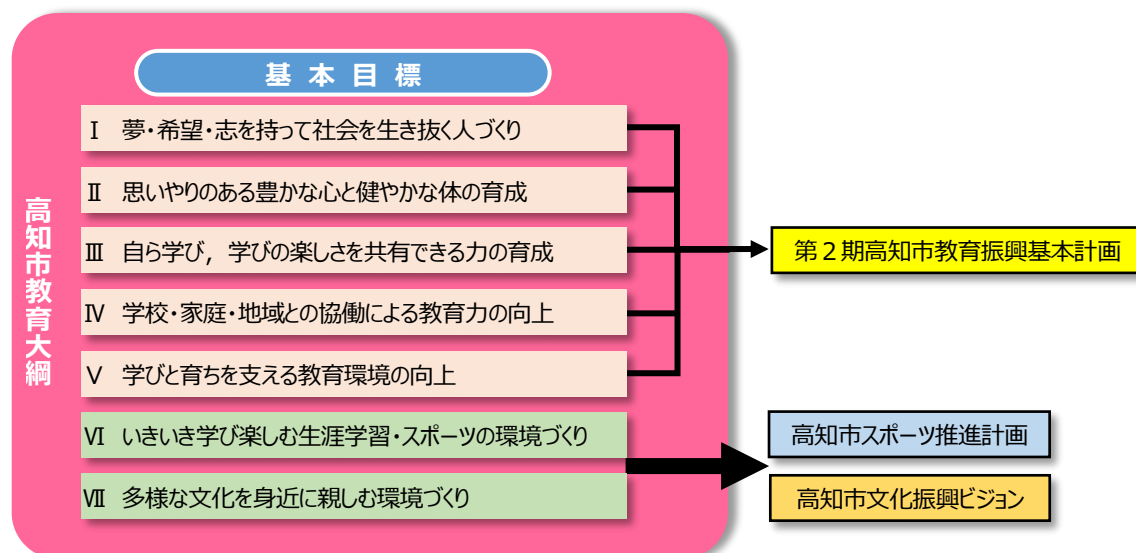
- I 夢・希望・志を持って社会を生き抜く人づくり
- II 思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成
- III 自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成
- IV 学校・家庭・地域との協働による教育力の向上
- V 学びと育ちを支える教育環境の向上
- VI いきいき学び楽しむ生涯学習・スポーツの環境づくり
- VII 多様な文化を身近に親しむ環境づくり

2 第2期高知市教育振興基本計画

(1) 基本目標について

第2期高知市教育振興基本計画は、高知市教育委員会所管の施策のうち、学校教育に関連する施策について策定することとしており、「高知市教育大綱」における7つの基本目標においては、基本目標Ⅰ～Ⅴについて、基本方針及び主要施策を策定することとしています。

なお、基本目標Ⅵ及び基本目標Ⅶについては、高知市スポーツ推進計画や高知市文化振興ビジョンに基づくものとしています。



(2) 基本目標の考え方

第2期高知市教育振興基本計画では、基本目標について、次のように考えます。

基本目標Ⅰ

夢・希望・志を持って社会を生き抜く人づくり

子供たちがこれからの社会でたくましく生きていくためには、しっかりと自分の考えや強い志を持ち、困難を乗り越え、社会を切り拓いていく力を育成していく必要があります。また、近い将来、南海トラフ地震に遭遇する可能性が高く、災害発生後は、まちの復旧・復興のリーダーとして取り組むこととなります。

自らの人生を自ら切り拓いていく自立した人間、困難な場面に遭遇しても、時に力強く、時にしなやかに乗り越えながら生き抜いていく人間の育成を目指します。

基本目標Ⅱ

思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成

命を大切にする心、思いやりの心、感動する心、規範意識等、「心の教育」の充実を図り、子供たちが豊かな人間関係を築くことを目指します。

また、健康の保持増進や体力の向上などを図り、より健やかな体を育成することを目指します。

基本目標Ⅲ

自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成

「チーム学校」の構築の過程において組織的に機能する学校づくりを推進し、多様な子供一人一人の特性やニーズに応じた教育の充実と社会とつながる協働的な学びの実現を図ることで、子供たちが意欲を持って主体的・協働的に学び、将来の夢や目標を実現するために必要な「確かな学力」を身に付けることを目指します。

基本目標Ⅳ

学校・家庭・地域との協働による教育力の向上

子供たちが社会のつながりの中で学び、自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことは、将来子供たちが、変化の激しい社会の中で困難を乗り越え、未来に向けて進むための力になります。そのため、「社会に開かれた教育課程」を実現し、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を充実させることが大変重要です。また、少子高齢化や核家族化、個人の価値観の多様化などによって、地域コミュニティの希薄化が課題となっており、地域を担う人材としての子供たちの育成も求められています。

こうしたことから、各学校における学校・家庭・地域協働の体制づくりを推進し、学校を核として、地域の特色を生かした活動を継続することで、地域全体でふるさと高知を愛し、高知の未来を切り拓く人材の育成を図るとともに、地域の活性化や教育力の向上に資することを目指します。

基本目標Ⅴ

学びと育ちを支える教育環境の向上

学校を子供たちにとって安全・安心な場所として維持するとともに、子供たちの可能性を最大限に高めるために、学びと育ちを支える人的・物的教育環境の向上を図ります。

そのために、学校の安全確保に努めるとともに、情報活用能力や創造性を育て、子供たち一人一人の個性に合わせた学びを実現するICT環境整備の推進や、全ての子供たちに将来の進路選択の機会が保障されるように保護者への経済的な支援を行います。また、教職員が子供と向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を進めることができるよう、教職員の働き方改革を推進し、学びを支える人材の充実を図ります。

第4章 今後4年間の主要施策及び主な事業・取組

Ⅰ 基本目標・基本方針・主要施策の体系

基本目標	基本方針	主要施策
Ⅰ 夢・希望・志を持って 社会を生き抜く人づくり	1 キャリア教育の充実	① 体験活動の充実
		② 志を高める教育の推進
	2 防災教育の充実	① 防災学習の推進
		② 学校防災リーダーの育成
		③ 地域防災拠点としての学校づくり
	3 特別なニーズに対応した教育の推進	① 特別支援教育の充実
		② 就学・教育相談の充実
		③ 帰国・外国人である子供への支援の充実
	4 長期欠席・不登校への対応の充実	① 学校における支援体制の充実
		② 教育支援センターの充実
		③ 家庭への支援の充実
	Ⅱ 思いやりのある豊かな心と 健やかな体の育成	5 人権・平和教育の推進
6 道徳教育の推進		① 道徳教育の推進
7 人権尊重を基盤とした生徒指導の充実		① 教育相談体制の充実
		② 組織的な生徒指導体制の充実
		③ いじめ防止等対策の推進
		④ 社会的資質や行動力を高める支援の充実
8 体力の向上と食育の推進		① 体力調査の実施
		② 体力や運動能力、健康に対する意識の向上
	③ 食に関する指導の充実	
Ⅲ 自ら学び、学びの楽しさを 共有できる力の育成	9 確かな学力を育む教育の推進	① 学力調査の実施・分析・活用
		② ICTを活用した新しい学びの推進
		③ 特色ある教育課程の推進
		④ 外国語教育の充実
		⑤ 学習習慣確立の推進
		⑥ 読書活動の推進
		⑦ 新しい高校教育の創造
	10 学校の組織力及び教職員の 資質・能力の向上	① 組織として機能する学校づくり
		② 教職員研修の充実
		③ 校内研修の活性化
Ⅳ 学校・家庭・地域との協働 による教育力の向上	11 地域における教育力の充実	① 地域との連携・協働体制の推進
		② 地域に貢献する人づくりの推進
	12 活力ある学校づくり	① 学校評価による学校・家庭・地域の連携協力
		② 学校を支援する体制の充実
	13 学校段階等間の円滑な接続及び 小中一貫教育の推進	① 幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の強化
		② 小中連携の強化及び小中一貫教育の推進
Ⅴ 学びと育ちを支える 教育環境の向上	14 学校安全の体制整備	① 学校安全の組織的な取組の推進
		② 通学路の安全対策
	15 学校のICT環境整備及び運用等への支援の推進	① 学校のICT環境整備及び運用等への支援の推進
	16 家庭の経済状況に応じた負担軽減への対応	① 就学のための経済的支援
	17 教職員の指導体制・指導環境整備の推進	① 学校における働き方改革の推進
② 学びを支える人的支援の充実		

2 基本目標ごとの基本方針・主要施策・主な事業・取組について

**基本目標
Ⅰ**

夢・希望・志を持って社会を生き抜く人づくり



<基本目標Ⅰの考え方>

子供たちがこれからの社会でたくましく生きていくためには、しっかりとした自分の考えや強い志を持ち、困難を乗り越え、社会を切り拓いていく力を育成していく必要があります。また、近い将来、南海トラフ地震に遭遇する可能性が高く、災害発生後は、まちの復旧・復興のリーダーとして取り組むこととなります。

自らの人生を自ら切り拓いていく自立した人間、困難な場面に遭遇しても、時に力強く、時にしなやかに乗り越えながら生き抜いていく人間の育成を目指します。

基本方針Ⅰ キャリア教育の充実

子供たちが夢や志を持ち、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方が実現できるようキャリア教育を充実します。

主要施策① 体験活動の充実

「ひと・もの・こと」との「つながり」や「関わり」を通して、自分らしい生き方が見出せるよう、発達段階に応じた体験活動を充実します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
児童生徒集団宿泊活動事業	学校教育課
自然に恵まれた環境の中での宿泊を伴う集団の体験活動を通して、自主性・自立性及び自治性のかん養、望ましい人間関係の育成、健康増進を図る態度の育成を目指します。心身ともに調和のとれた発達を図るとともに、協力してよりよい社会を形成しようとする人間の育成に努めます。	
中学生体験活動推進事業	学校教育課
中・義務教育学校 ⁴ 及び特別支援学校の生徒が地域の人々に学び、勤労の喜びや感謝の心を育み、自立心を育成していく体験活動を支援し、さらなる推進を図ります。この体験活動を通して豊かな感性や創造性などを自ら高め、自分なりの生き方を見つけることができるよう支援するとともに「生きる力」の育成に努めます。	

⁴ 小学校課程から中学校課程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校

主要施策②	志を高める教育の推進
--------------	-------------------

子供たちが将来への希望を持って進路が選択できるよう、学習支援・進学支援や表彰活動に継続的に取り組みます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
こうち志議会	学校教育課
生徒が夢や希望を実現できる社会や未来について学び、「こうち志議会」に参加して自分の考えを述べたり質問したりすることを通して、生徒に市政のしくみについて理解を促すとともに、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う自覚を育てることを目的として「こうち志議会」を開催します。	
キャリアパスポートを活用した系統的・計画的なキャリア教育の推進	学校教育課
小・中・義務教育・高等学校の児童生徒が、自らの学習状況やキャリア形成を見通し、振り返りを行いながら、自身の変容や成長を見取ることができるようポートフォリオ教材（キャリアパスポート）の作成を行います。配付するファイルに、小学校入学から高等学校卒業までの記録を蓄積し、系統的・計画的なキャリア教育の推進に努めます。	
進路ノートの発行	学校教育課
中・義務教育学校の生徒に対して配付する冊子で、進路を選択するにあたって重要となる基本的なことがまとめられており、進路指導の教材として卒業時まで使用できるものとしています。	
高知チャレンジ塾	学校教育課
健康福祉部と教育委員会の協働により、中学生に対する学習支援を行います。各塾の運営はNPO法人である高知チャレンジ塾に委託しています。健康福祉部は就学促進員、高知チャレンジ塾は学習支援員を雇用し、生徒に対しての学習支援を行います。	
児童生徒表彰の実施	学校教育課
様々な教育活動の中から、価値ある活動を多面的に認める教育風土を培うことを目的にして、児童生徒の中で、学術・文化芸術・ボランティア・善行・スポーツ等の各分野において功績のあった学校・団体・個人を称え、表彰することによって奨励します。	

基本方針2 防災教育の充実

南海トラフ地震に備え、子供たちの知識を高め、防災に主体的に行動できる態度と技能を身に付ける学習を進めます。また、家庭や地域、関係機関等との協働のもとで防災教育を進めることにより、防災に貢献できる人づくりを目指します。

主要施策① 防災学習の推進

各学校で、「高知市地震・津波防災教育の手引き」をはじめ、様々な教材や資料を活用した系統かつ実践的な防災学習を推進し、子供たちに自助・共助の態度を育成することを目指します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
「高知市地震・津波防災教育の手引き」の活用	学校教育課
「高知市地震・津波防災教育の手引き」を積極的に活用した防災教育を推進し、児童生徒の防災に関する知識を高めるとともに、防災の技能を身に付け、防災に主体的に取り組む態度を育てます。	
多様な避難訓練の実施	学校教育課
学校の立地や児童生徒の実態に応じて、様々な状況を想定した避難訓練の反復実施を推進します。また、地域や近隣の学校、保育所・幼稚園等及び関係機関等と連携・協力し、地域防災の視点に立った避難訓練を推進します。	
心肺蘇生法技能講習の実施	学校教育課
「共助」について理解を深めるとともに、緊急時における人命救助の技能を身に付けることを目的として、全ての小学校5年生及び中学校2年生を対象に、心肺蘇生法技能講習を実施します。小・義務教育学校は日赤高知県支部、中学校は消防局に技能講習を依頼しています。	
南海トラフ地震の強い揺れ巡回体験事業の実施	学校教育課
起震車を派遣し、地震による強い揺れを体験することで、南海トラフ地震への備えの必要性について理解を深めるなど地震に対する防災意識を醸成することを目的として、全ての小学校4年生から6年生の児童及び中学校全生徒（いずれも義務教育学校児童生徒含む。）を対象に、起震車による強い揺れを体験する学習をします。	

主要施策② 学校防災リーダーの育成

防災に関する基礎的な知識や技能を身に付け、学校における防災教育を推進する人づくりを目指します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
防災教育研修会の開催	教育研究所・学校教育課
防災教育に関する教員の資質向上を目的として、防災について高い見識を有する講師を招へいし、防災教育推進教員等の研修会を開催します。	
防災士養成研修の開催	学校教育課
学校における防災リーダーとして、平常時における防災教育及び災害時における災害対応について、より専門的な見識と実行力を備えた人材を育成することを目的として、「防災士」の有資格教員を計画的に養成します。	
防災スキルアップ講座の開催	学校教育課
防災教育推進教員や防災士有資格教員同士のネットワークの構築を図りながら、学校における防災教育の推進リーダーとしてのスキルアップのための実践的な知識・技能の習得のための研修を実施します。	

主要施策③ 地域防災拠点としての学校づくり

子供たちが、自ら意思決定や行動選択できるように、学校・家庭・地域、関係機関等が連携し、一体となった防災訓練や防災教育を推進します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
地域と連携した防災教育の推進	学校教育課
<p>地域や関係機関等との連携・協力による体験的な防災学習など、防災意識の向上を目指す取組を推進します。また、中・義務教育学校及び特別支援学校のうちから拠点となる学校を指定し、保育所・幼稚園等及び地域、関係機関等との緊密な連携・協力のもとで取り組む防災教育を推進し、防災体制の確立を図ります。</p>	
学校防災マニュアルの充実	学校教育課
<p>学校ごとに作成をしている学校防災マニュアルと連動した避難訓練の実施や、地域と連携した避難訓練や防災活動を通じて、随時学校防災マニュアルの見直しを図ります。</p>	

基本方針3 特別なニーズに対応した教育の推進

障害のある子供や帰国・外国人である子供など、教育上特別なニーズのある子供に対する支援の充実を図ります。

主要施策① 特別支援教育の充実

障害に関する知識や支援方法について理解を深め、校内支援体制の充実を図るとともに、学校間や関係機関との連携を深め、切れ目のない支援の充実に取り組みます。また、インクルーシブ教育システム⁵の構築に向けて、個別の教育支援計画等の充実を図るとともに、適切な合理的配慮⁶の提供の実施や医療的ケアのための看護師等の配置に取り組みます。

あわせて、高知特別支援学校の教員や特別支援学級担任の専門性と資質・指導力の向上を図り、特別支援教育の充実に取り組むとともに、高知特別支援学校が特別支援教育におけるセンター的役割をさらに発揮することができるよう努めます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
特別支援教育に関する研修会等	教育研究所
特別支援教育講座や知能検査実技講習会、また、新任通級による指導担当教員研修会や新任特別支援学級担任研修会などを実施し、児童生徒の障害に関する知識や支援方法について理解を深めます。	
特別支援教育学校コーディネーター研修及び担当者会	教育研究所
特別支援教育学校コーディネーターの役割について理解し、必要な知識を習得すること等を通して、資質の向上を図ります。	
特別支援学級サポート事業	教育研究所
高知市立学校に設置されている知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級の担任や高知特別支援学校教員の専門性の向上と指導の改善を図るために、特別支援教育スーパーバイザー（3名）を計画的、系統的、そして継続的に派遣し、児童生徒一人一人の障害特性に対応した適切な合理的配慮の提供や授業づくり、学級経営について、担任に対して直接の指導・助言を行うことで、特別支援教育の充実を図ります。	
合理的配慮の充実及び医療的ケアに向けた体制整備の推進	教育研究所
通常の学級に在籍する発達障害等の診断・判断のある児童生徒の「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と内容の充実を図ることで、合理的配慮の提供を行うとともに、切れ目のない支援を行うよう、関係機関等と連携した支援会等の実施に努めます。 あわせて、医療的ケアの必要な子供のための、看護師による巡回訪問等の体制整備を図ります。	

⁵ 障害のある子供が能力等を可能な限り発達させ、自由な社会に主体的に参加する目的の下、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ仕組み

⁶ 障害のある子供が平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと

主要施策② 就学・教育相談の充実

教育相談を通して、学校等における合理的配慮の適切な提供を支援するとともに、児童生徒の発達の状況に応じた、適切な就学（通級による指導を含む）の実現に努めます。こども未来部保育幼稚園課及び子ども育成課との連携のもと、就学前年長児の就学相談を行い、適切な就学の実現に努めるとともに、支援引き継ぎシート等を活用して連携の充実を図ります。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
就学相談，教育相談，ことばの相談週間等の実施	教育研究所
<p>保育所及び幼稚園や認定こども園，学校において，就学や教育（保育・療育），ことばの課題等に関する相談を実施します。</p> <p>また，保育幼稚園課及び子ども育成課と連携して，特別支援担当保育士等が配置されている年長児，さらに就学相談を希望する年長児については，当該幼児が通う保育所及び幼稚園や認定こども園へ巡回して就学相談を実施します。</p>	
高知市教育支援委員会	教育研究所
<p>特別な教育的支援の必要な学齢児童及び学齢生徒に対し，本市において適切な教育支援を行うため，教育委員会が委嘱又は任命する委員 15 人以内（学識経験者，医師，特別支援教育関係の教職員等）で組織しており，高知市教育委員会の諮問に応じ，児童等の就学相談や教育相談に係る教育支援に関する事項について審議を行います。</p>	
特別支援教育相談充実事業	教育研究所
<p>特別支援教育相談員（臨床発達心理士等）を配置し，主に通常の学級に在籍する児童生徒の教育相談等に関わる知能検査の実施及び結果集計，実態把握等を行うとともに，保護者・学校，指導主事等へ児童生徒の特性理解や適切な支援について，具体的な助言・支援を行います。</p>	

主要施策③ 帰国・外国人である子供への支援の充実

帰国・外国人である子供のために、日本の学校生活への適応を支援します。日本語の習得や日常生活課題の解決に向けて、教育相談の実施や日本語指導のための支援者の配置に取り組みます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
帰国・外国人児童生徒支援事業	教育研究所
<p>帰国・外国人児童生徒支援員や日本語指導員を配置し，家庭の事情等により来日・帰国してきた初期の日本語指導が必要な児童生徒に対して，在籍校を訪問しての指導・支援や教育研究所において週1回の日本語教室を開催します。</p>	

基本方針4 長期欠席・不登校への対応の充実

新たな不登校を発生させないよう、「未然防止」と「早期発見・早期対応」の取組を組織的・計画的に行うとともに、長期欠席・不登校状態の子供への社会的自立と進路保障に向けた支援の充実を図ります。

主要施策① 学校における支援体制の充実

長期欠席・不登校への対応を充実するために、不登校支援担当者（不登校担当教員含む）を不登校支援のコーディネーターとした校内の支援体制を充実させ、チーム学校で組織としての取組を強化します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
不登校対策総合支援事業	教育研究所
<p>「不登校を生じさせない学級・学校づくり」を進めるために、予防と支援の2つの観点から各学校における不登校対策を総合的に支援し、新規の不登校児童生徒を生じさせない、未然防止の取組を推進します。また、教職員による日常観察や面接だけでなく、より客観的に把握するためにアセスメントツールの活用を図ります。その結果から見えてきた課題に対しては、あったかプログラムや学級経営ハンドブック、不登校支援のためのハンドブック（令和2年度発行予定）を積極的に活用し、課題の解決を図っていきます。さらに、校内支援委員会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、指導主事等が参加し、効果的で効率的な支援会の実施について助言するとともに、児童生徒の見立てや支援について学校と連携して取組を進めます。</p>	
不登校支援担当者研修会及び連絡会（不登校担当教員連絡会を含む）の実施	教育研究所
<p>学校内において、不登校の予防・対応に組織的に取り組むためのリーダーとなる教員を養成し、不登校支援のコーディネーターとして、チーム学校の組織体制を構築します。また、県教育委員会事業と連携して、高知市立学校に配置された不登校担当教員（R2年度は10名）を対象に、定期的な連絡会を実施し、校内支援委員会の一層の充実を図るとともに、不登校対策アドバイザーとともに同委員会へ参加し、不登校児童生徒への早期発見・早期対応の取組の充実を図ります。</p>	

主要施策② 教育支援センターの充実

教育支援センターの相談機能の充実を図るとともに、不登校の子供の自立に向けて、学習や体験活動等の支援や指導を充実し、支援体制の強化を図ります。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
教育支援センター事業	教育研究所
<p>不登校児童生徒の支援を行うために、教育支援センター支援員を配置し、通所・家庭訪問指導、体験学習等において、社会的自立の促進と進路保障に向けた、きめ細かな指導・支援を行います。</p> <p>また、いじめや精神的な問題を抱え不登校状態となっているケースに対して、支援スタッフが継続的な個別支援や学習支援を行います。また、通所の子供たちに宿泊体験学習や野外での体験活動を通して、達成感や自己有用感を育てます。</p> <p>あわせて、不登校児童生徒のうち小集団にも入ることのできない児童生徒に対して、市内に民家を借り上げ、個別の支援を行います。</p> <p>さらに、中・義務教育学校を卒業した進路未定者のうち、社会的な自立が困難な青年に対し、学習支援や人間関係を構築するためのスキルの習得を行うことにより、自立を促し、社会適応を図ります。</p>	
高知市スクールカウンセラー配置事業	教育研究所
<p>学校に配置されているスクールカウンセラーとは別に、不登校児童生徒支援に関する専門性が高いスクールカウンセラーを教育支援センターに配置し、不登校に関する相談機能の充実を図るとともに、教育支援センターで通所・相談支援を行っている児童生徒の状況の見立てと支援の方向性を支援スタッフや保護者に示すことで、支援体制の強化を図り、不登校児童生徒の社会的自立と進路保障に取り組みます。</p>	

主要施策③ 家庭への支援の充実

虐待や養育放棄、経済的困窮等、厳しい状況に置かれた児童生徒を取り巻く環境への介入・支援を充実します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
高知市スクールソーシャルワーカー活用事業	教育研究所
<p>不登校に限らず、いじめや問題行動のある児童生徒の背景には、虐待、養育放棄、経済的困窮等の深刻な家庭環境に起因している場合があります。学校・教職員の努力だけでは十分対応できないケースもあります。そこで、17名のスクールソーシャルワーカーを、中学校区を中心にして派遣し、児童生徒を取り巻く背景の課題に対して、家庭や学校、福祉機関や医療機関等に働きかけて、環境改善を図り、子供たちの「よくない状況」を「よい状況」に変えていきます。</p>	

**基本目標
Ⅱ**

思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成



<基本目標Ⅱの考え方>

命を大切に作る心、思いやりの心、感動する心、規範意識等、「心の教育」の充実を図り、子供たちが豊かな人間関係を築くことを目指します。

また、健康の保持増進や体力の向上などを図り、より健やかな体を育成することを目指します。

基本方針5 人権・平和教育の推進

自己を大切にするとともに他者も大切にできる子供たちを育成し、人権が尊重され、人々がともに生きる平和で豊かな社会の実現を目指し、人権・平和教育を推進します。

主要施策① 人権・平和教育の推進

教職員の資質や指導力を向上させるための人権研修や、人権教育及び平和教育への支援を行い、お互いに人権を尊重して行動できる子供たちの育成を目指します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
人権教育推進委員会の開催	人権・こども支援課
学校教育及び社会教育における人権教育の推進に関する事項について検討を行い、教育委員会に意見を述べることにより、本市における人権教育を総合的に推進します。	
教職員の指導力向上への支援	人権・こども支援課
教育研究所が実施する教職員研修への講師派遣等の支援を行います。また、人権教育研究大会等教員の研修の支援（補助事業）や校内研修の支援を行います。	
人権学習や平和学習への支援	人権・こども支援課
校内における人権学習や平和学習を支援するため、総合的な学習の時間における人権学習やPTA人権教育研修への講師謝金の支出を行います。	
人権教育に関わる教材や資料の収集・提供	人権・こども支援課
人権教育に関わるDVD教材の購入・貸出や、人権教育研修に係る資料や人権学習に係る資料等の収集及び提供を行います。	

基本方針6 道徳教育の推進

子供たちが自己の生き方を考え、社会の中で他者とともによりよく生きていけるよう、道徳教育を推進します。

主要施策① 道徳教育の推進

子供たちの「豊かな心」の育成を目指し、拠点校や推進校、道徳推進リーダーや各校の道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力しながら道徳教育の充実を図ります。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
道徳教育推進拠点校事業	学校教育課
<p>小・中・義務教育学校における「特別の教科 道徳」について、小・義務教育学校（前期課程）が平成30年度から、中・義務教育学校（後期課程）が平成31年度から完全実施となったことに伴い、拠点校や推進校を中心に「特別の教科 道徳」の「考え、議論する道徳」の実践に向けた授業改善や評価の在り方などの研究を推進し、拠点校等の研究実践を市全体に広げていきます。</p>	

● 関連する事業・取組（再掲）

道徳教育研修会の開催（道徳教育の要である道徳の時間の指導を充実させるための方策についての協議や研修を行い、道徳教育の一層の充実を図ります。）【教職員研修の充実（p.34）】

基本方針7 人権尊重を基盤とした生徒指導の充実

子供一人一人の人権を尊重し、子供たちが自己実現を図れるよう社会的資質や行動力を高めるための生徒指導を充実します。

主要施策① 教育相談体制の充実

子供たちが安心して悩みを話すことができるように、教育相談活動におけるカウンセリング機能を充実します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
学校カウンセラー推進事業	人権・こども支援課
<p>教育相談に関して専門的な知識・経験を有するカウンセラーの活用や、その効果等に関する実践的な研究を行い、児童生徒の問題行動や不登校等生徒指導上の課題解決に資するために、以下の取組を行います。</p> <p>(1) 児童生徒へのカウンセリング (2) カウンセリングに関する教職員及び保護者に対する助言・援助 (3) カウンセリングに関する情報収集・提供 (4) その他カウンセリング等に関し適当と認められるもの</p>	
スクールカウンセラー等活用事業	人権・こども支援課
<p>児童生徒、保護者及び教員に対するカウンセリング及び助言・援助を行うため、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を学校に派遣し、以下の取組を実施します。</p> <p>(1) 児童生徒へのカウンセリング・援助 (2) 教職員の児童生徒への接し方についての助言・援助 (3) 保護者の子供への接し方についての助言・援助 (4) その他児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるもの</p>	

主要施策② 組織的な生徒指導体制の充実

子供たちの心身の成長に即した生徒指導の充実に向け、学校における組織的な対応力を高める取組を進めます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
不登校対策アドバイザー派遣事業	人権・こども支援課
学校に不登校対策アドバイザー（教員OB等）を派遣し、高知市立学校の組織的な生徒指導体制の確立を目指した生徒指導の取組の充実に資するとともに、児童生徒の非行・問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応及び緊急時のきめ細かい支援を行います。	
心の教育アドバイザー派遣事業	人権・こども支援課
学校に心の教育アドバイザー（臨床心理士）を派遣し、医療機関又は関係機関との協働、円滑な連携体制づくりに資するとともに、児童生徒の生命に関わる重大な事案等に対して、専門的な知見に基づいたきめ細やかな支援を行います。	
学校支援アドバイザー派遣事業	人権・こども支援課
指定校に学校支援アドバイザー（大学教授等）を派遣し、生徒指導上の諸問題の解決のために、高知市立学校が予防的な生徒指導の充実に資するとともに、全ての生徒が集団や社会の一員として自己実現を図ることができる学校づくりを進めます。	

主要施策③ いじめ防止等対策の推進

子供たちの安全・安心な生活を守るため、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に関し、学校、地域の対応力向上を図るとともに、関係機関の連携を推進します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止等対策委員会の開催	人権・こども支援課
本市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。また、本市におけるいじめ防止等の措置及びいじめ事案や重大事態等に関する検討を行うことにより、いじめの防止等のための効果的な対策を推進します。	

主要施策④ 社会的資質や行動力を高める支援の充実

一人一人の人権を大切にしたい子供たちの健全育成に向けた取組を学校・関係機関等と連携し充実します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
児童生徒等自立支援教室	少年補導センター
非行や問題行動により個別支援が必要な児童生徒や中学校卒業後未就労の未成年者（卒業生）を対象に、学校復帰や高校進学に向けた学校外での支援を行います。指導員は、非常勤の職員とし、学習支援・相談活動・学校及び家庭との連絡調整に当たります。	
情報モラル教育の推進	少年補導センター
インターネットに関する正しい知識を身に付け、ネットトラブルを未然に防止するため、情報モラル教育を進めます。 (1) 依頼のあった学校・PTA・関係機関等で情報モラルの講演や出前研修を実施します。 (2) 教職員が主体的に指導できるように作成した指導資料集を活用し、併せて、児童用として情報モラル教育用ノートを配付し、指導に役立てます。 (3) 取組についての広報・啓発活動を行います。	

基本方針8 体力の向上と食育の推進

子供たちの体力の向上を図るとともに、学校や家庭で食育を推進することにより、子供たちの健やかな成長を目指します。

主要施策① 体力調査の実施

子供たち一人一人の体力実態や運動習慣、生活実態等を把握して、それぞれの学校において個に応じた指導に役立てたり、高知市全体の体力向上に向けた取組等を検討していく上での基礎資料としたりするために体力調査を実施します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	学校教育課
<p>教育委員会や各学校が、子供の体力・運動能力に係る施策の成果と課題を全国的な状況との関係において把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立します。また、各学校が児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てます。</p>	
高知県体力・運動能力、生活実態等調査	学校教育課
<p>体力・運動能力、生活実態等調査を行うことで、各学校が児童生徒の体力実態及び生活実態等を把握し、その把握した実態を各学校における体力向上の取組に生かしていきます。</p>	

主要施策② 体力や運動能力、健康に対する意識の向上

体育科や保健体育科における授業の充実を図り、運動や健康への興味・関心を高め、体育的行事はもとより教育活動全体を通して、子供たちの体力づくりや健康教育に取り組みます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
体力づくりの推進	学校教育課
<p>各学校は、体育科・保健体育科の授業改善や組織的な体力向上に向けた取組等に、体力調査結果を活用します。また、教育委員会は校長会等において、本市の体力調査に係る結果分析や今後の取組を示すことと併せて、指導主事等が各学校を訪問し、体力向上に係る組織的な取組や授業改善について、具体的に指導・助言を行います。</p>	
運動部活動等推進事業	学校教育課
<p>高知市立学校の四国大会・全国大会に出場する生徒に対して、派遣に係る経費の一部を補助することにより、運動部活動の活性化を図ります。</p>	
健康教育の充実	教育環境支援課
<p>子供たちに健康づくりの意義や必要性を理解させ、自らの健康は自らが守るという実践的態度の育成に努めます。また、学校医・学校歯科医・学校薬剤師はもとより、家庭・地域との連携を密にし、全教職員による組織的・計画的な学校保健活動を推進します。さらに、学校保健委員会の活性化を図り、健康教育のさらなる充実に努めます。</p>	

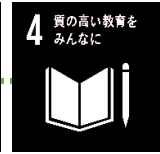
主要施策③	食に関する指導の充実
--------------	-------------------

地域で生産された食材等を給食で活用する地産地消の取組や学校や家庭での食に関する指導を通して、食物の生産等に関わる人々への感謝の心を育むとともに、望ましい食習慣の形成に取り組めます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担 当 所 課
学校給食の時間を中心とした食に関する指導	教育環境支援課
<p>食に関する指導の全体計画を作成し、給食時間の指導を充実させることで、食に関する指導の目標を達成するために、食育の視点である「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」を盛り込んだ指導を全校で進めることを目指します。また、教科指導を行う中で、その教科と関連する食に関する指導を行います。</p>	
食育体験学習	教育環境支援課
<p>小・中学校等において、独自の教育課程において実施している栽培や調理、農業体験等の食に関する体験活動を推進し、教科と繋げた取組を充実させます。</p> <p>また、地域の人材や関係機関を活用し、学校と家庭や地域との連携・協力体制がより強化されるような食育体験学習の取組サイクルの確立を目指して、モデル校を指定します。</p>	
小中学校食育・地場産品活用推進事業	教育環境支援課
<p>地域で生産された食材を学校給食や体験学習等で活用することにより、児童生徒が高知の豊かな食を知り、あわせて望ましい食習慣の形成に取り組めます。</p> <p>(1) 地域の人材や関係機関とのネットワーク化 (2) 食育体験学習 (3) 食育推進校指定 (4) 教育実践の発表</p>	

基本目標
Ⅲ

自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成



<基本目標Ⅲの考え方>

「チーム学校⁷」の構築の過程において組織的に機能する学校づくりを推進し、多様な子供一人一人の特性やニーズに応じた教育の充実と社会とつながる協働的な学びの実現を図ることで、子供たちが意欲を持って主体的・協働的に学び、将来の夢や目標を実現するために必要な「確かな学力⁸」を身に付けることを目指します。

基本方針9 確かな学力を育む教育の推進

子供たちの生きる力を育むために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力の育成を図るとともに、小・中学生の学力を全国平均以上に引き上げます。

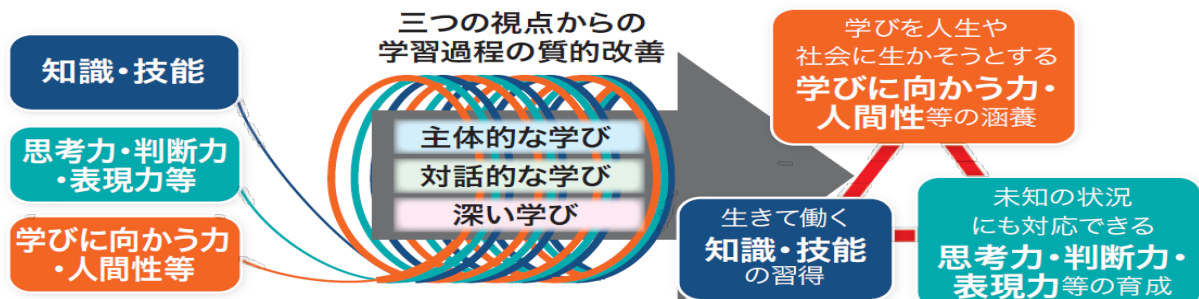
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」を進めます。

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」を進めます。

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」を進めます。

資質・能力と主体的・対話的で深い学びの関係



中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月）補足資料を基に高知市教育委員会で作成

⁷ 校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校

⁸ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等までを含めた力

主要施策① 学力調査の実施・分析・活用

子供一人一人の「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」等の状況を把握して、それぞれの学校において個に応じた指導に役立てたり、高知市全体の学力向上に向けた取組等を検討していく上での基礎資料としたりするために学力調査を実施します。

また、調査に基づいて把握した児童生徒の実態を踏まえ、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた主体的・対話的で深い学びの視点の授業改善やカリキュラム・マネジメント⁹の充実につなげます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
全国学力・学習状況調査	学校教育課
義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立します。また、学校における児童生徒への指導方法の充実や学習状況の改善等に役立てます。	
高知県学力定着状況調査	学校教育課
学力調査等の結果から明らかとなった学力の課題について、小・義務教育学校4・5年、中学校1・2年及び義務教育学校7・8年の児童生徒を対象に、改善状況及び定着状況を把握し、学習指導の充実や指導方法の改善に生かすとともに、各学校及び各教育委員会の学力向上検証改善サイクルを確立することを目的として実施します。	

● 関連する事業・取組（再掲）

カリキュラム・マネジメントの充実 (p.31)	英語教育強化推進事業 (p.32)
学校経営支援訪問 (p.34)	中学校組織力向上のための実践研究事業 (p.34)
高知市版授業研究指定校 (p.34)	授業づくり講座 (p.35) 実践研究協働校事業 (p.35)

⁹ 「児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと」「教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと」「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと」などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

主要施策②

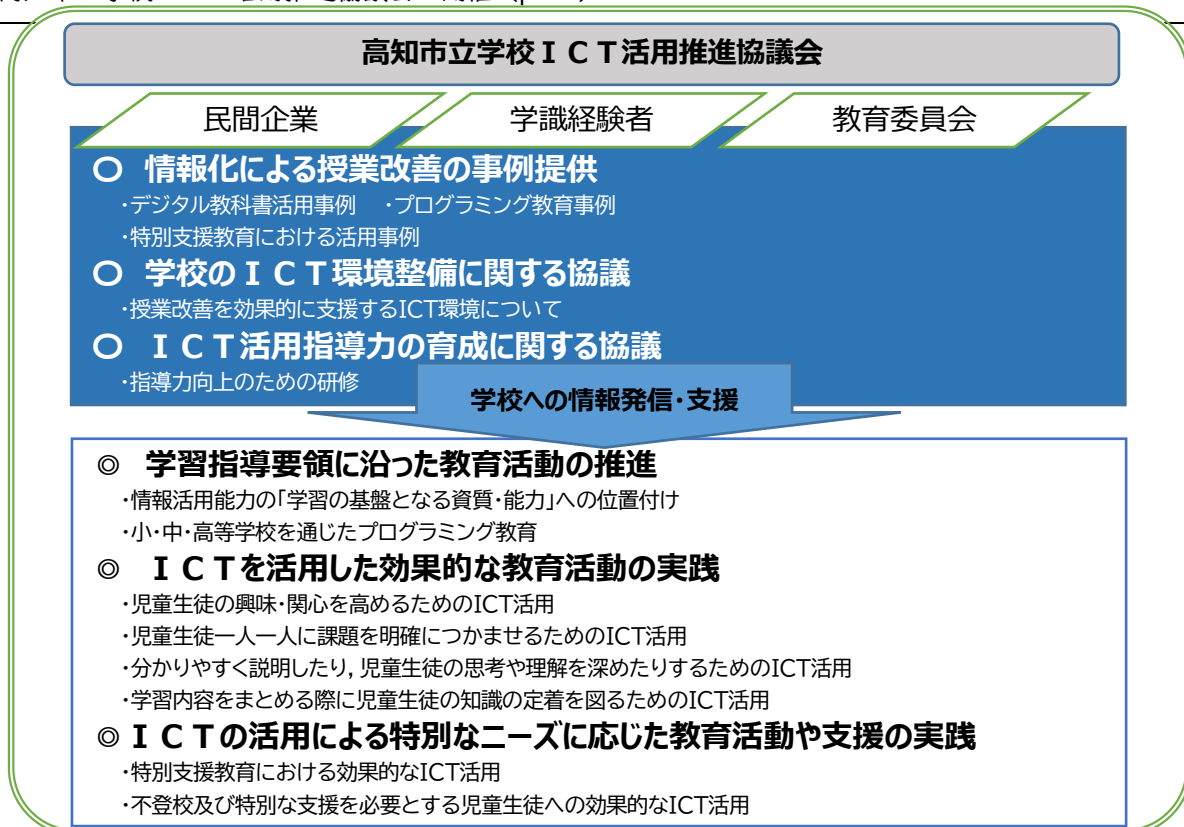
ICT¹⁰ を活用した新しい学びの推進

児童生徒が情報を適切に収集・選択・活用するために教員の指導力を高めるとともに、今後ますます発展する情報社会に対応できる児童生徒を育成するために、「授業中にICTを活用して指導する能力」と「児童生徒のICT活用を指導する能力」の育成を図ります。また、これまで蓄積されてきた教育実践とICTを積極的に活用した教育活動との最適な組み合わせを実現し、新たな学びのスタイルの構築を目指します。その中で、児童生徒一人一人の理解度に応じた個別学習や興味・関心に応じた課題学習等を進め、子供の自主的・主体的な学習の促進に努めます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
児童生徒の情報活用能力の育成	教育研究所
児童生徒に必要な情報活用能力等を育成するために、各学校の情報教育担当教員を対象とした研修を実施し、校内での伝達研修を義務付け、全教員に情報教育に係るスキルの育成を図ります。	
教員の教科指導等におけるICT活用指導力の向上	教育研究所
情報教育研修会を開催し、デジタル教科書等の教材コンテンツや、PC、電子黒板等のICT機器を活用した授業づくり、校務処理等の知識・技能を高める研修を実施し、校内の情報教育のリーダー的役割を果たすことができる教員を育成します。	
情報教育推進リーダー養成事業	学校教育課
小学校におけるICTを活用したプログラミング教育の円滑な実施と充実を目的として、プログラミングの知識や見識を習得し、プログラミング教育を推進する中核教員を養成することで、情報教育の一層の充実と普及を図ります。	

● 関連する事業・取組（再掲）

遠隔教育システム導入事業（p.41） 学校図書システム整備事業（p.41）
高知市立学校ICT活用推進協議会の開催（p.41）



¹⁰ 情報通信技術（Information and Communication Technology）の略

主要施策③

特色ある教育課程の推進

学校が子供たちの実情や地域の実態に応じた教育活動を行うために、各学校が特色ある教育課程を編成できるよう支援します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
カリキュラム・マネジメントの充実	学校教育課
<p>教育課程の編成・実施及びその評価と改善を通して、教育活動の質を向上させることを目的としてカリキュラム・マネジメントの充実を図る取組を支援します。「総合的な学習の時間」や「特別活動」などを含めた教科等横断的な学習¹¹により、これからの時代に必要な資質・能力の育成を目指します。</p>	
補助教材の配付（ことばのきまり，高知のくらし）	学校教育課
<p>言語に関する能力の育成をねらいとし、副教材「ことばのきまり」を小・義務教育学校の1年生から6年生の全児童に配付します。教科書単元の学習内容と関連付けながら、各学年に応じた言語に関する学習を系統的に積み上げることにより、子供たちの言語能力の充実に努めます。</p> <p>「高知のくらし」は、小学校中学年の社会科を学習するための副教材の役割を果たすもので、小・義務教育学校の3・4年生に配付します。この副教材を活用する学習を通して、児童生徒が興味や関心を持って自分たちの地域について学んでいくことを目指します。</p>	
森林環境教育推進事業	学校教育課
<p>本県の豊かな森林環境を子供たちに気付かせ、その体験活動を通して生きる力を育むため、「総合的な学習の時間」において年間を通して森林環境教育を実践する小中学校等を対象にその取組を支援します。</p>	
教育交流の推進	学校教育課
<p>様々な場所や国の文化等について理解を深めるため、本市の姉妹都市・友好都市の小・中・高等学校等と教育交流を進めます。</p>	
科学館での理科学習	高知みらい科学館
<p>理科教育の充実を目指し、小学校4年生・中学校1年生及び義務教育学校4・7年生を対象とし、高知みらい科学館の施設や設備を活用した理科の授業を実施します。</p>	

¹¹ 教科等の枠の中だけでなく、教育課程全体を通じて目指す教育目標の実現に向けた各教科等の位置付けを踏まえ、他の教科等における指導との関連付けを図りながら、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むこと

主要施策④ 外国語教育の充実

子供たちに英語を使ってコミュニケーションを図る資質・能力を育成するために、子供たちの英語力の把握、自然な英語に触れる機会の提供、推進校における取組の成果普及に取り組むことにより、外国語教育の授業改善を図り、本市全体の外国語教育の充実を目指します。

英語教育強化推進事業	学校教育課
学習指導要領の趣旨を踏まえた外国語教育の推進のため、中学校1年（義務教育学校7年）の生徒を対象に外部試験を導入し、生徒の英語力を4技能別に把握し、個々の生徒への学習支援や英語力向上、教員の授業改善を図ります。また、拠点校等を指定し、授業改善や児童生徒の英語によるコミュニケーション能力向上への取組を進めて市内に発信することにより、本市全体の外国語教育の充実を目指します。	
外国青年招致事業	学校教育課
学校における外国語教育と国際理解教育の充実のために、高知商業高校と全ての小・中・義務教育学校をベーススクールに指定して、外国語指導助手（ALT）を派遣し、外国語教育の円滑な実施と各学校における外国語教育及び国際理解教育のさらなる推進を図ります。	
小学校英語専科指導に係る指定校	学校教育課
指定校において、一定の英語力を有する英語専科教員により、学習指導要領の趣旨を実現した授業実践を行い、児童の英語によるコミュニケーション能力の向上を目指します。	

主要施策⑤ 学習習慣確立の推進

学習を支える土台づくりとして、子供たちが学校以外でも学習する習慣を身に付けることが大切です。そのために、子供たちの学習習慣確立のための取組を推進します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
学習習慣確立の推進	学校教育課
児童生徒向けの学習動画を本課作成のウェブサイトに掲載するとともに、家庭学習の教材を提供するなどして家庭学習充実のための支援に努め、小・中・義務教育学校の児童生徒に自学自習の習慣を定着させ、学力向上を図ります。	
授業改善推進事業（小社会書き写しノート）	学校教育課
中・義務教育学校の全生徒に「小社会書き写しノート」を配付し、生徒の自学自習の習慣を定着させるとともに、生徒の読解力や文書構成の力を育むことを目的とした取組を支援します。	

主要施策⑥ 読書活動の推進

学校図書館を計画的に活用し、子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、子供たちの自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
学校図書館支援員配置事業	学校教育課
児童生徒に対する本の貸し出しや読み聞かせ等を行うとともに、学校図書館を活性化させるための図書館整備等を行い、学校図書館活動の充実を図るために学校図書館支援員を配置します。	

● 関連する事業・取組（再掲）

学校図書システム整備事業（p.41）

主要施策⑦

新しい高校教育の創造

①高知に貢献する②進学にも就職にも強い③元気のある④市民・県民・中学生・保護者には選ばれる商業高校として、総合マネジメント科・社会マネジメント科・情報マネジメント科・スポーツマネジメント科の全ての学科共通で以下の4点に力を入れます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
進路指導の充実	高知商業高等学校
<p>国公立大学や四年制大学への進学を希望する生徒の増加に伴い、国公立大学講座における小論文・面接指導に力を入れるとともに、就職においても国家公務員や地方公務員、県内外の有力企業への受験をサポートします。</p>	
レベルの高い検定取得へのチャレンジ	高知商業高等学校
<p>より高度な資格取得に積極的にチャレンジし、「学びに向かう力」(高い目標を持ち、その目標に対し自らの課題を発見・解決することができる力)を身に付け、達成のために具体的に企画・行動・努力できる生徒を育成します。</p>	
部活動・生徒会活動・学校行事を通じた社会人基礎力の育成	高知商業高等学校
<p>運動部、文化部、リーダー研修、地域交流、ラオス交流、文化祭、体育祭等において、自主的に行動する・目標に向かってみんなと協力する・地域や世界に目を向ける体験活動を通して、多様な人々と協働する力など、社会で必要とされる基礎力を育成します。</p>	
「市商マネジメント力」の育成	高知商業高等学校
<p>全教職員で高知商業授業スタンダードを実践し、「市商マネジメント力(コミュニケーション力、課題発見・課題解決力、プレゼンテーション力、ICT活用力、英語活用力、失敗から学ぶ力、察する力)」を育成します。</p>	

基本方針 10 学校の組織力及び教職員の資質・能力の向上

「チーム学校」として、学校の組織力を高め、教職員が協働して取り組むことで、教職員の資質・能力の向上を目指すとともに、授業力の向上を図ります。また、計画的・継続的な研修を実施することで、教職員、学校が研修に主体的に取り組めるように支援します。

主要施策① 組織として機能する学校づくり

校長を中心とした組織マネジメントにより、教職員が組織的・協働的に取り組むことができる「チーム学校」の体制づくりを推進します。また、学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の視点の授業づくりを組織的に推進します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
学校経営支援訪問	学校教育課
小・中・義務教育学校に対して学力向上推進員が訪問し、学校経営計画に基づいた学校経営や授業改善等に関して管理職への具体的な助言を行います。	
中学校組織力向上のための実践研究事業	学校教育課
学校規模や教員配置に応じた教科の組織的な指導体制のあり方についての研究を進めることにより、教員同士が互いに学び合うことで指導方法等の工夫・改善を促し、組織力の強化（チーム化）と授業力の向上を図ります。	
高知市版授業研究指定校	学校教育課
高知市の諸課題を踏まえ、新学習指導要領に基づく組織的な授業改善、学力向上のためのチーム体制の構築、ICTを効果的に活用した教育の推進等に積極的に取り組む小・義務教育学校を指定し、学力向上推進員及び指導主事が定期的に訪問し、具体的な助言を行います。	
学校事務体制の充実	学校教育課
高知市立学校の学校事務の整備及び学校運営への支援を目的として、「学校事務企画調整室」を中心に、組織的・協働的な取組の中で学校事務体制を充実させ、「学校事務の質的向上・効率化及び適正な執行」「教育活動の充実を図るための財務マネジメントを中心とした学校事務の推進及び強化」を目指すとともに、事務職員の専門性を生かした学校経営への参画を進めます。	

主要施策② 教職員研修の充実

夢・希望・志を持って社会を生き抜く児童生徒の育成を目指し、教職員の資質・能力の向上を図るとともに組織力を生かした学校づくりを実現するために、教職員研修の充実を図ります。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
高知市立学校教職員研修	教育研究所
「夢・希望・志を持って社会を生き抜く児童生徒の育成」を目指し、「教職員のキャリアに応じた人づくり」、「組織として機能する学校づくり」、「校内研修の活性化」の3つを重点事項として、法定研修、年次研修、職務等研修、専門・教育課題研修の4つを柱に、中核市研修を実施します。	
研究員制度	教育研究所
高知市教育研究所研究員として、学校等において実践を行いながら、教育課程や学習指導法、学級経営等について専門的な見地から調査・研究を行い、実践的指導力や資質・能力の一層の向上を図るとともに、研究の成果を広く高知市全体に普及させ、学校教育の振興・充実に貢献します。	

主要施策③ 校内研修の活性化

目指す子供の姿（学校教育目標）の実現に向け、教職員が一丸となって取り組む「居場所のある学校・学級づくり」・「分かる楽しい授業づくり」を柱とする各学校の校内研修の活性化を目指し、高知市立学校教職員研修と校内研修の有機的関連及び出前研修や研究協力校の充実を図ります。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
研究協力校	教育研究所
高知市の教育振興及び児童生徒の基礎学力の定着等を積極的に図るような研究等を行う高知市立学校を指定し、各学校が研究テーマを設定して、調査・研究に取り組み、原則、指定期間の最終年度に研究発表会を行い、公開します。【研究期間は原則3年間（小規模校教育は1年間）】	
出前研修（あったか学級づくりアドバイザー派遣事業を含む）	教育研究所
学校からの要望に応じて指導主事等が学校に出向いて研修を行い、教職員の実態や学校が抱える課題に応じた研修の充実を図ります。 特に学級経営上の諸問題の改善を図るために、要請のあった学校に対しては「あったか学級づくりアドバイザー」を派遣し、学級担任に具体的助言を行い、あたたかい学級づくりを進めるとともに学校体制としての学級づくりを支援します。	
授業づくり講座	学校教育課
国語や算数・数学をはじめとする各教科と道徳、複式授業において、拠点校を中心に日常的に授業研究に取り組む風土づくりを行い、自ら学びともに高め合う教員の育成と、教材分析力及び授業分析力の向上を図り、学習指導要領が目指す授業づくりを推し進めます。	
実践研究協働校事業	学校教育課
令和の高知型教育の実践を指定校中心に行い、持続可能な授業改善体制を構築し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメントの視点に基づいた研究推進を図ります。	

基本目標 Ⅳ

学校・家庭・地域との協働による教育力の向上



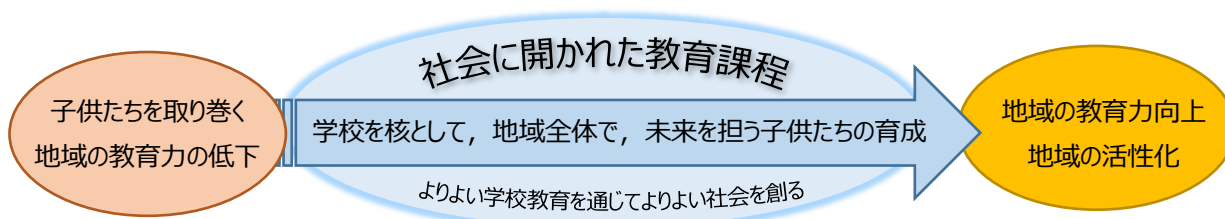
<基本目標Ⅳの考え方>

子供たちが社会のつながりの中で学び、自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことは、将来子供たちが、変化の激しい社会の中で困難を乗り越え、未来に向けて進むための力になります。そのため、「社会に開かれた教育課程」を実現し、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を充実させることが大変重要です。また、少子高齢化や核家族化、個人の価値観の多様化などによって、地域コミュニティの希薄化が課題となっており、地域を担う人材としての子供たちの育成も求められています。

こうしたことから、各学校における学校・家庭・地域協働の体制づくりを推進し、学校を核として、地域の特色を生かした活動を継続することで、地域全体でふるさと高知を愛し、高知の未来を切り拓く人材の育成を図るとともに、地域の活性化や教育力の向上に資することを目指します。

地域の教育力とは・・・ 主に各学校区を基本とした地域における大人や子供たちが、異年齢の子供や異世代の人々との関わりの中で、多様な交流を通じて様々な体験を積み重ねること。そして、こうした教育的行為によって、子供の自主性・創造性・社会性や情操を養う力。

子供たちの成長に向けて、地域と学校とが連携・協働していくことは、子供たちの教育環境の充実にとどまらず、地域住民の新たな学びが生まれたり、大人同士の絆が深まったりすることから、地域が活性化し、持続可能な地域社会を創っていくことにもつながる。



社会に開かれた教育課程とは・・・ ≪学習指導要領の基本的な理念≫

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月）から

基本方針Ⅰ 地域における教育力の充実

学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの見守りや支援をする活動を充実させるとともに、子供たちが教育課程の中で地域の実情を学び考える学習を支援し、ふるさとの担い手を育成します。

主要施策① 地域との連携・協働体制の推進

学校・家庭・地域の連携・協働により、子供たちを見守り育てる体制をつくることで、教育活動の充実と地域の教育力の向上を図ります。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
学校支援地域本部事業	学校教育課
「学校・家庭・地域」が一体となって、地域ぐるみで子供を育てる体制づくりを行い、地域住民等が学校の教育活動や行事に参画・協力するとともに、各地域の特色に応じた学習活動を実施することができるよう支援し、地域の教育力の向上を図ります。	
地域学校協働本部の充実	学校教育課
児童生徒の健やかな成長のために、学校、家庭及び地域が連携し、地域全体で児童生徒を支援することを目的として、高知市地域学校協働本部を置き、以下の活動等を行います。 (1) 学習支援活動に関する事 (2) 校内環境整備の支援活動に関する事 (3) 登下校中の安全確保の支援活動に関する事 (4) 学校と連携して行う行事の実施活動に関する事 (5) 学校の支援要請に応じ、学校が必要と認める活動に関する事	
コミュニティ・スクール ¹² 推進事業	学校教育課
学校運営協議会を設置し、学校、家庭及び地域が連携し、一体となって学校運営に参画し、魅力ある教育に取り組みながら「地域とともにある学校づくり」を目指します。	
開かれた学校づくりの充実	学校教育課
学校・家庭・地域社会の連携による教育力の向上を図ることを目的とし、各学校の「開かれた学校づくり推進委員会」において、学校評価を学校運営に生かしながら、子供を中心に据えた話合いや地域ぐるみの活動が積極的に展開されるよう支援します。	
高知市教育シニア・ネットワーク ¹³ 推進事業	学校教育課
地域の教育力の向上と学校教育への支援を目的に、(1) 生活をともにする地域の子供たちと楽しく向き合い、地域の教育力の向上を図ります。(2) 家庭の子育ての問題や教育問題の悩みなどについての相談活動に取り組みます。(3) 学校の要望を受けて、学校内外の教育活動に協力します。	

主要施策② 地域に貢献する人づくりの推進

ふるさとを知り、ふるさとで活躍できる人づくりを図るために、地域における子供たちのボランティア活動や体験活動を充実します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
特色ある学校づくり・地域連携推進事業	学校教育課
地域との連携や外部人材を活用する等、特色ある教育活動や地域活性化に積極的・意欲的に取り組む学校を支援します。学校長のプレゼンに対して審査を行い、事業費を配当します。	

● 関連する事業・取組（再掲）

学校支援地域本部事業 (p.37) コミュニティ・スクール推進事業 (p.37)

¹² 学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みがある学校

¹³ 各学校の教育活動への協力や支援等、様々な取組を展開している退職教職員のボランティア組織

基本方針 12 活力ある学校づくり

積極的な情報発信や学校評価の活用により、学校・家庭・地域の人々が目標を共有し、生き生きと協働できる学校づくりを目指します。

主要施策① 学校評価による学校・家庭・地域の連携協力

学校の教育に関する情報を家庭や地域に積極的に発信するとともに、学校が教育活動や学校運営について、子供や保護者、地域の方から評価を受けることにより、教育活動や学校運営の組織的で継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
学校評価・学校関係者評価の推進	学校教育課
<p>各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その実現状況や実現に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ります。</p> <p>＜ 学校関係者評価及び外部・教職員アンケートの計画と実施について ＞</p> <p>(1) 外部・教職員アンケートの結果を高知市教育委員会が集計・分析し、その結果に応じて学校の教育条件や整備等の支援を行う上での基礎資料とします。また、高知市立学校全体の集計・分析結果を各学校に提示します。</p> <p>(2) 学校関係者評価結果については、速やかに学校便り等を通じて学校関係者（保護者、地域住民等）に配布するとともに、各学校のホームページに掲載するよう努めます。また、高知市教育委員会においても結果を分析し、校長会等で報告するとともに、教育条件や整備等の支援を行う上での基礎資料とします。</p>	

主要施策② 学校を支援する体制の充実

保護者や地域から出される様々な要望等に対して学校だけで対応することが難しい場合に、学校や教育委員会が組織的に対応することで教員が子供たちに向き合う時間を確保するとともに、学校が保護者や地域との円滑な関係をつくることのできるよう、学校を支援する体制を充実します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
高知市立学校サポート推進事業	学校教育課
<p>保護者や地域から学校への様々な要望等に対して、学校だけで対応することが難しい場合に、学校や教育委員会が組織的に対応することで、教員が児童生徒に向き合う時間を確保するとともに、保護者や地域との円滑な関係づくりに寄与します。</p>	
チーム学校推進事業	学校教育課
<p>各学校において、児童生徒の実態及び地域の実情を踏まえた学校のマネジメント機能を強化し、組織的・協働的に教育活動に取り組む「チーム学校」を支援し、各学校の教育目標の実現と教育課題の解決を図ります。</p>	

基本方針 13 学校段階等間の円滑な接続及び小中一貫教育の推進

目指す資質・能力の育成のため、各段階の発達や教育の理解に基づく指導の工夫等により、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の校種間の連携・接続を強化します。

また、これまでの学校段階等の枠にとらわれず、地域の願いや子供たちの特性を生かした15年間の教育を実現するため、保幼小の接続及び小中一貫教育の充実に取り組みます。

主要施策① 幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の強化

互恵性のある保育所・幼稚園等の幼児と小学校の児童との交流や教職員の連携、カリキュラムの接続・改善などにより、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の接続期の課題を解決し、主体的に自分の思いを言葉や行動で表しながら学びに向かう子供を育てる教育に取り組みます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
保・幼・小連携推進地区事業	学校教育課
<p>幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の充実を目指し、各小学校区における保育所・幼稚園・認定こども園と小・義務教育学校の教職員が、幼児期から児童期への発達の流れの理解に基づく連携・接続を推進します。各小学校と連携する園を推進地区として指定し、「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」を基に、各地域に応じた「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」実践を行います。</p>	
小1プロブレム ¹⁴ 対策事業	学校教育課
<p>新入学児が主体的に自己を発揮しながら安心して学習に取り組める環境をつくるために、第1学年のクラスに「小1サポーター」を4月から11月の期間に配置します。あわせて、学級担任は、「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」を踏まえた指導を工夫するなど、保育所・幼稚園等で育まれた資質・能力が円滑に接続できるようスタートカリキュラムの編成・実施・改善を行います。</p>	

主要施策② 小中連携の強化及び小中一貫教育の推進

小学校と中学校の連携教育を推進することにより、学習指導や生徒指導の緊密な連携や義務教育9年間の一貫性のある教育活動を研究し、実践します。

また、義務教育学校における小中一貫教育についての教育内容を研究し、小中一貫教育を推進します。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
小中学校連携教育の推進	学校教育課
<p>各中学校区単位で、小・中学校の教職員が、学習指導や生徒指導等について緊密な連携を進めるとともに、児童生徒の義務教育9年間の一貫性のある教育活動を実践し、児童生徒の豊かな人間性や自ら学ぶ力を育成します。</p>	
小中連携の日の取組の充実	学校教育課
<p>全市一斉に各中学校区単位で小・中学校教員が集まり、学習指導や生徒指導等について緊密な連携を進めます。10月第3水曜日を「小・中学校連携の日」として設定し、本市全体の連携の機運を高めます。</p>	
小中一貫教育の推進（義務教育学校）	学校教育課
<p>行川学園及び土佐山学舎で進めている小中一貫教育について、学校と連携しながら義務教育9年間の教育内容を研究し、小中一貫教育を推進します。</p>	

¹⁴ 第1学年の学級で、授業規律が守れないなど、授業が成立しない状態が数か月にわたって継続する状況

**基本目標
Ⅴ**

学びと育ちを支える教育環境の向上



<基本目標Ⅴの考え方>

学校を子供たちにとって安全・安心な場所として維持するとともに、子供たちの可能性を最大限に高めるために、学びと育ちを支える人的・物的教育環境の向上を図ります。

そのために、学校の安全確保に努めるとともに、情報活用能力や創造性を育て、子供たち一人一人の個性に合わせた学びを実現するICT環境整備の推進や、全ての子供たちに将来の進路選択の機会が保障されるように保護者への経済的な支援を行います。また、教職員が子供と向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を進めることができるよう、教職員の働き方改革を推進し、学びを支える人材の充実を図ります。

基本方針14 学校安全の体制整備

学校・家庭・地域が一体となった活動により、子供たちの安全・安心の確保に努めます。

主要施策① 学校安全の組織的な取組の推進

学校における安全教育の目標を踏まえ、子供たちが日常生活における安全に必要な事項を理解し、自他の生命を尊重し、生涯を通じて安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を養う取組を行います。また、学校の安全管理体制の構築や地域住民・保護者・関係機関及び学校安全ボランティアと連携した通学路の見守り活動等に取り組みます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
安全教育・安全管理の充実	学校教育課
児童生徒が危険に際して、自らの命を守り抜くため、「主体的に行動する態度」を育成し、「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める安全教育の充実を図ります。同時に、地域・保護者・関係機関との連携強化など学校の安全管理体制の構築・強化を図ります。	

● 関連する事業・取組（再掲）

「高知市地震・津波防災教育の手引き」の活用 (p.17)	多様な避難訓練の実施 (p.17)
心肺蘇生法技能講習の実施 (p.17)	南海トラフ地震の強い揺れ巡回体験事業の実施 (p.17)
防災教育研修会の開催 (p.17)	防災士養成研修の開催 (p.17)
防災スキルアップ講座の開催 (p.17)	

主要施策② 通学路の安全対策

学校、保護者、道路管理者、警察、自治会、教育委員会等が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全対策に取り組みます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
通学路の合同点検	教育環境支援課
児童生徒の安全を確保するため、高知市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路における危険箇所の合同点検を行い、安全対策を実施します。同時に、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を図ります。	

基本方針 15 学校のICT環境整備及び運用等への支援の推進

各学校において、情報活用能力の育成及び教職員の校務効率化を図るためのICT環境の整備を推進するとともに、各種のシステムや機能が常に安定した状態で稼働するよう、整備後の運用等に対するの学校支援を推進します。

主要施策①

学校のICT環境整備及び運用等への支援の推進

「GIGAスクール構想の実現」及び学習指導要領における情報活用能力の育成に則った教育活動を支援するためのICT環境整備を図ります。同時に、校務の情報化により校務の効率化・負担軽減を図ります。

また、ICT機器の整備後の運用面において、ICTの活用による教育活動が支障なく安定した状況で行われるように、機器の更新等を含め、ICT環境の維持管理に努めます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
遠隔教育システム導入事業	教育環境支援課
実践的な英語力の育成や異文化理解、小規模校の児童生徒間や地理的に異なる地域との学校間の学習等を行うために、外国や県内外の学校等と映像や音声を使った双方向の学習を行うことができる遠隔教育システムと環境の整備を進めます。	
学校図書システム整備事業	教育環境支援課
学校図書館が、学習・情報センターとしての機能を十分に果たすために、第三次高知市子ども読書活動推進計画に沿って、蔵書情報のデータベース化とインターネットによる検索ができる環境整備を進めます。	
教職員校務用端末導入事業	教育環境支援課
校務の効率化を図り、業務の負担軽減を目指すため、「教職員1人1台」の校務用端末を整備します。	
高知市立学校ICT活用推進協議会の開催	教育環境支援課
教育委員会（教育環境支援課、学校教育課、教育研究所）、民間企業、学識経験者を交えた「産学官連携」の体制で、事例提供や情報発信等を進め、「GIGAスクール構想の実現」をはじめとする、ICT環境の整備に合わせて、学校教育におけるICTの活用による新たな学びを推進します。	

● 関連する事業・取組（再掲）

- 児童生徒の情報活用能力の育成（p.30）
- 教員の教科指導等におけるICT活用指導力の向上（p.30）
- 情報教育推進リーダー養成事業（p.30）
- 統合型校務支援システムの活用推進（p.43）

基本方針 16 家庭の経済状況に応じた負担軽減への対応

社会情勢の変化により家庭の収入状況が激変してしまう等、家庭の収入状況が理由で、就学が困難な状況にある児童生徒の保護者に対して、経済的負担軽減のための支援を行います。

主要施策① 就学のための経済的支援

児童生徒が安心して学校生活を送るうえで、経済的な理由で困った状況に陥ったり、学習の機会が失われることで教育の格差が生じないように、入学にかかる費用の入学前支給等、就学に必要な経済的支援を行います。

また、家庭の経済的事情に関わらず希望する進路が選択できるよう、経済的支援を行うことで自己の能力を発揮し、社会に貢献できる人材育成を図ります。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
就学援助	人権・こども支援課
義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、新入学準備費、学用品費、学校給食費等、就学に必要な援助を行います。	
奨学金	人権・こども支援課
社会において貢献し得る有為な人材育成を図るため、経済的な理由により修学が困難な者に対し、奨学金及び入学支度金の貸し付けを行います。	

基本方針 17 教職員の指導体制・指導環境整備の推進

教職員の業務の適正化を図り、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの教職としての専門性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにするために、教職員の指導体制や指導環境の整備を推進します。

主要施策① 学校における働き方改革の推進

教職員がワークライフバランスを整え、やりがいをもって働くことができるよう業務を適正化し、子供たちに対して効果的で豊かな教育活動を行うことができる持続可能な教育環境の整備を進めます。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
「高知市立学校教職員の働き方改革プラン」における取組	学校教育課
子供たちに対してより豊かな教育を提供するために、「高知市立学校教職員の働き方改革プラン」に沿った業務改善の取組を進めることで、教職員が心身の健康を維持し、やりがいと責任を持って働ける学校を目指すとともに、教職員の仕事と生活との調和を図ります。	
高知市立学校働き方改革推進委員会の実施	学校教育課
「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会」を実施し、働き方改革プランの進捗状況の確認や取組内容の検討を行うことにより、本市における教職員の働き方改革を更に推進します。	
部活動指導員配置促進事業・教員業務支援員配置事業	学校教育課
児童生徒の指導や教材研究等に注力できる体制の整備など、学校教育活動の充実につなげることを目的として支援員を配置し、教員の部活動業務や教員及び事務職員が担う事務業務への支援を行うことで、教職員の業務負担の軽減を図ります。	
統合型校務支援システムの活用推進	教育環境支援課
学校現場における統合型校務支援システムの活用により、教職員の勤務状況の客観的把握とともに、校務処理や事務処理等の効率化を図り、教職員の業務負担軽減を目指します。	

● 関連する事業・取組（再掲）

学校事務体制の充実 (p.34) 学校支援地域本部事業 (p.37) 地域学校協働本部の充実 (p.37)

主要施策② 学びを支える人的支援の充実

子供たち一人一人に対応するきめ細かい指導を行い学力の向上を図るとともに、特別な支援を要する子供を効果的に支援するための人的な配置を行います。

主 な 事 業 ・ 取 組	担当所課
少人数学級編制・少人数加配教員の活用	学校教育課
児童生徒の基礎学力の向上と基本的な生活習慣の定着や生徒指導上の課題解決に向けた取組を推進します。	
教員補助員等の配置	学校教育課
教員補助員や特別支援教育支援員が、学級担任や特別支援学級の担任とともにチームティーチングによる授業や個別の学習指導を行ったり、特別な教育的支援の必要な児童生徒へのきめ細かい支援等を行ったりします。 また、学校図書館支援員については、児童生徒に対する本の貸出や読み聞かせ等の業務を行うとともに、学校図書館を活性化させるための図書館整備等を行い、学校図書館活動の充実を図ります。	
学習チューター派遣事業	学校教育課
教員志望者、教員経験者、地域の人材等を活用し、児童生徒の確かな学力の育成を目指します。	

感染症等の影響を踏まえた「学びの保障」への対応

基本方針

感染症対策を実施するとともに、子供たちの学びを最大限に保障します。

感染症対策

「学校の新しい生活様式」を踏まえた学校運営の徹底

- ◆ 基本的な感染症対策として、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることを踏まえ、取組を行います。
- ◆ 登校の際は、各家庭において体温を測定して健康状態を確認し、マスク・ハンカチを携帯するように依頼します。
- ◆ 学校では、窓やドアを開ける等、こまめに換気を行います。また、児童生徒に対して手洗いの徹底を指導するとともに、消毒液を使用して、学校施設や物品等の消毒を毎日行います。
- ◆ 集団感染を防ぐために、3密（密閉、密集、密接）を避け、可能な限りの身体的距離を確保するとともに、適切なマスクの着用に努めます。

保健指導の充実

- ◆ 飛沫感染や接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように指導するとともに、感染を避ける方法として、手洗いやマスクの使い方、清掃や消毒等の指導を徹底します。
- ◆ 感染症を他の人に感染させないために、「咳エチケット」として、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるように指導します。
- ◆ 免疫力を高め、ウイルスへの抵抗力を高めるために、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」の重要性を指導します。

学びの保障

タブレット端末を活用した家庭学習

- ◆ 学校の臨時休業期間中にも、子供たちの学びを止めないことが必要です。そのために、整備された児童生徒一人1台のタブレット端末等を活用した家庭学習のための環境整備を進めます。

I C Tを活用した教育活動の推進

- ◆ 学校において日常的にI C Tを活用した学習活動を行うことは、学校の臨時休業期間中に、I C Tを活用した家庭学習をスムーズに実施することにもつながります。そのため、「高知市立学校I C T活用推進協議会」からの情報提供や、教員のスキルアップと事例提供を目的とした新たな研修や講座等を開催するとともに、将来的には、各学校においてI C Tの活用をテーマとした校内研究やI C T活用を推進するためのチームを立ち上げるなど、各学校が主体的に進めていくための体制づくりが進むように教育委員会が支援を行います。

学習習慣確立の推進（自立した学習者の育成）

- ◆ 学校の臨時休業期間中に、児童生徒が家庭で自立的に学習するためには、自学自習の習慣が身に付いていることが大切です。日常的に児童生徒が自学自習を進めることができるように、自ら選択して取り組める家庭学習の教材を提供し、学校における学習習慣確立のための取組を支援します。

臨時休業期間中における学力保障のための支援の充実

- ◆ 児童生徒の家庭での学習支援動画を作成し、高知市教育委員会のホームページに掲載する等、家庭学習充実のための支援に努めます。
- ◆ 児童生徒の家庭学習のための教材や、教員の教材研究を支援するための指導案や教材等を学校に提供します。

精神的な健康・安全の保障

新型コロナウイルス感染症等に関する人権教育の充実

- ◆ 学校において、感染者等に対する偏見や差別が生じないようにするために、感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行います。
- ◆ 教育委員会では、感染を理由とした偏見や差別などの人権侵害を防ぐために、人権教育の学習教材を作成し、学校に提供します。

心のケア等の実施

- ◆ 長期間にわたり感染症とともに生きていく社会が想定される中では、児童生徒が強いストレスや不安を抱えることが予想されます。学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、スクールカウンセラー、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカーが相談対応（学校での面談、電話相談、家庭訪問）による支援を行います。また、ストレスや感染症への不安を抱えた児童生徒を支援するための教材や指導案、リーフレット等を作成し、学校に提供します。

高知市教育振興基本計画策定委員会条例

(設置)

第1条 高知市教育振興基本計画（教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき策定される本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。以下同じ。）の策定に関して調査及び審議を行うため、高知市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 高知市教育振興基本計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、高知市教育振興基本計画の策定について教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高知市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 教育関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会の会議に提案する事項について調査及び審議を行うため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループのメンバー（以下「メンバー」という。）は、本市教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。
- 3 メンバーの任期は、委員会の会議に提案する事項に係る調査及び審議が終了するまでの間とする。
- 4 ワーキンググループにグループ長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- 5 グループ長は、ワーキンググループの事務を掌理する。
- 6 グループ長に事故があるとき、又はグループ長が欠けたときは、あらかじめグループ長が指名したメンバーが、その職務を行う。

(資料提供その他の協力等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及びメンバーは、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育委員会が招集するものとする。

令和2年度高知市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	氏名	所属団体・役職名等	
1	上田 佳代	高知市立かがみ幼稚園 園長	
2	内田 智己	高知市立城北中学校 教頭	
3	鍵本 治彦	高知市立泉野小学校 教頭	
4	西原知佐子	高知市人権教育研究協議会 副会長 高知市立朝倉第二小学校 校長	
5	坂本 美紀	高知市立潮江中学校 学校事務企画調整室 事務長	
6	澤本 光男	高知市立南海中学校 校長	
7	清水 隆人	高知市立高知特別支援学校 校長	
8	竹村 晃	高知商業高等学校 副校長	
9	西本 壽香	高知市立旭東小学校 校長	副委員長
10	前田 修一	高知市小中学校PTA連合会 会長	
11	柳林 信彦	高知大学教育研究部 人文社会科学系 教育学部門 教授 高知大学 教職大学院 教職実践高度化専攻 専攻長	委員長
12	山中 文恵	不登校対策アドバイザー 元小学校長	
13	山本 和正	土佐山夢づくりの会 代表	
14	横田 妙子	学力向上推進員 元小学校長	
15	横田 千穂	高知市立城北中学校 教諭 元教育研究所 教育相談班 班長	

(五十音順)

任期 令和2年6月29日～令和3年3月31日まで

現行 高知市教育振興基本計画【改訂版】

第2期高知市教育振興基本計画（案）

I 夢・希望・志をもって社会を生き抜く人づくり

- 基本方針1 キャリア教育の充実
 - 主要施策① 体験活動の充実
 - 主要施策② 志を高める教育の推進
- 基本方針2 防災教育の充実
 - 主要施策① 防災学習の推進
 - 主要施策② 学校防災リーダーの育成
 - 主要施策③ 地域防災拠点としての学校づくり
- 基本方針3 特別なニーズに対応した教育の推進
 - 主要施策① 特別支援教育の充実
 - 主要施策② 就学・教育相談の充実
 - 主要施策③ 帰国・外国人である子どもへの支援の充実
- 基本方針4 長期欠席・不登校への対応の充実
 - 主要施策① 学校における支援体制の充実
 - 主要施策② 教育支援センターの充実
 - 主要施策③ 家庭への支援の充実
 - 主要施策④ 卒業生支援の充実

I 夢・希望・志をもって社会を生き抜く人づくり

- 基本方針1 キャリア教育の充実
 - 主要施策① 体験活動の充実
 - 主要施策② 志を高める教育の推進
- 基本方針2 防災教育の充実
 - 主要施策① 防災学習の推進
 - 主要施策② 学校防災リーダーの育成
 - 主要施策③ 地域防災拠点としての学校づくり
- 基本方針3 特別なニーズに対応した教育の推進
 - 主要施策① 特別支援教育の充実
 - 主要施策② 就学・教育相談の充実
 - 主要施策③ 帰国・外国人である子供への支援の充実
- 基本方針4 長期欠席・不登校への対応の充実
 - 主要施策① 学校における支援体制の充実
 - 主要施策② 教育支援センターの充実
 - 主要施策③ 家庭への支援の充実

II 思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成

- 基本方針5 人権・平和教育の推進
 - 主要施策① 人権・平和教育の推進
- 基本方針6 道徳教育の推進
 - 主要施策① 道徳教育の推進
- 基本方針7 体力の向上と食育の推進
 - 主要施策① 体力や運動能力、健康に対する意識の向上
 - 主要施策② 食に関する指導の充実
 - 主要施策③ 中学校給食の推進
- 基本方針8 人権尊重を基盤とした生徒指導の充実
 - 主要施策① 教育相談体制の充実
 - 主要施策② 組織的な生徒指導体制の充実
 - 主要施策③ いじめ防止等対策の推進
 - 主要施策④ 社会的資質や行動力を高める支援の充実

II 思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成

- 基本方針5 人権・平和教育の推進
 - 主要施策① 人権・平和教育の推進
- 基本方針6 道徳教育の推進
 - 主要施策① 道徳教育の推進
- 基本方針7 人権尊重を基盤とした生徒指導の充実
 - 主要施策① 教育相談体制の充実
 - 主要施策② 組織的な生徒指導体制の充実
 - 主要施策③ いじめ防止等対策の推進
 - 主要施策④ 社会的資質や行動力を高める支援の充実
- 基本方針8 体力の向上と食育の推進
 - 主要施策① 体力調査の実施【新規】
 - 主要施策② 体力や運動能力、健康に対する意識の向上
 - 主要施策③ 食に関する指導の充実

III 自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成

- 基本方針9 基礎学力の定着と学力の向上
 - 主要施策① 学力調査の実施
 - 主要施策② 学習習慣確立の推進
 - 主要施策③ 特色ある教育課程の推進
 - 主要施策④ 情報教育の充実
 - 主要施策⑤ 学びを支える人材の充実
 - 主要施策⑥ 高等学校教育の充実
- 基本方針10 学校の組織力及び教職員の資質・能力の向上
 - 主要施策① 組織として機能する学校づくり
 - 主要施策② 教職員研修の充実
 - 主要施策③ 校内研修の活性化

III 自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成

- 基本方針9 確かな学力を育む教育の推進
 - 主要施策① 学力調査の実施・分析・活用
 - 主要施策② ICTを活用した新しい学びの推進
 - 主要施策③ 特色ある教育課程の推進
 - 主要施策④ 外国語教育の充実【新規】
 - 主要施策⑤ 学習習慣確立の推進
 - 主要施策⑥ 読書活動の推進【新規】
 - 主要施策⑦ 新しい高校教育の創造
- 基本方針10 学校の組織力及び教職員の資質・能力の向上
 - 主要施策① 組織として機能する学校づくり
 - 主要施策② 教職員研修の充実
 - 主要施策③ 校内研修の活性化

IV 学校・家庭・地域との協働による教育力の向上

- 基本方針11 地域における教育力の充実
 - 主要施策① 地域との連携・協働体制の推進
 - 主要施策② 地域に貢献する人づくりの推進
- 基本方針12 活力ある学校づくり
 - 主要施策① 学校評価による学校・家庭・地域の連携協力
 - 主要施策② 学校を支援する体制の充実
- 基本方針13 校種間の円滑な接続及び一貫教育の推進
 - 主要施策① 幼児期の教育と学校教育の連携の強化
 - 主要施策② 小中連携の強化及び小中一貫教育の推進

IV 学校・家庭・地域との協働による教育力の向上

- 基本方針11 地域における教育力の充実
 - 主要施策① 地域との連携・協働体制の推進
 - 主要施策② 地域に貢献する人づくりの推進
- 基本方針12 活力ある学校づくり
 - 主要施策① 学校評価による学校・家庭・地域の連携協力
 - 主要施策② 学校を支援する体制の充実
- 基本方針13 学校段階等間の円滑な接続及び小中一貫教育の推進
 - 主要施策① 幼児期の教育と小学校教育の連携の強化
 - 主要施策② 小中連携の強化及び小中一貫教育の推進

V 学びと育ちを支える教育環境の向上

- 基本方針14 安全教育の推進
 - 主要施策① 安全教育の推進
 - 主要施策② 通学路の安全対策
- 基本方針15 学校情報化環境整備の推進
 - 主要施策① 学校教育における情報化環境整備の推進

V 学びと育ちを支える教育環境の向上

- 基本方針14 学校安全の体制整備
 - 主要施策① 学校安全の組織的な取組の推進
 - 主要施策② 通学路の安全対策
- 基本方針15 学校のICT環境整備及び運用等への支援の推進
 - 主要施策① 学校のICT環境整備及び運用等への支援の推進
- 基本方針16 家庭の経済状況に応じた負担軽減への対応【新規】
 - 主要施策① 就学のための経済的支援【新規】
- 基本方針17 教職員の指導体制・指導環境の整備の推進【新規】
 - 主要施策① 学校における働き方改革の推進【新規】
 - 主要施策② 学びを支える人的支援の充実

赤字は、新たに位置付けたり見直しを行ったりした基本方針及び主要施策を表しています。

位置付けの見直し

位置付けの見直し

統合

統合

見直し

見直し

見直し

見直し

見直し

見直し



(仮称)『オーテピア高知図書館サービス計画』 (第2期)策定について

第13回高知市総合教育会議

日時 令和3年1月21日(木) 14:00～15:30
場所 オーテピア 4階ホール

オーテピア高知図書館 高知市民図書館

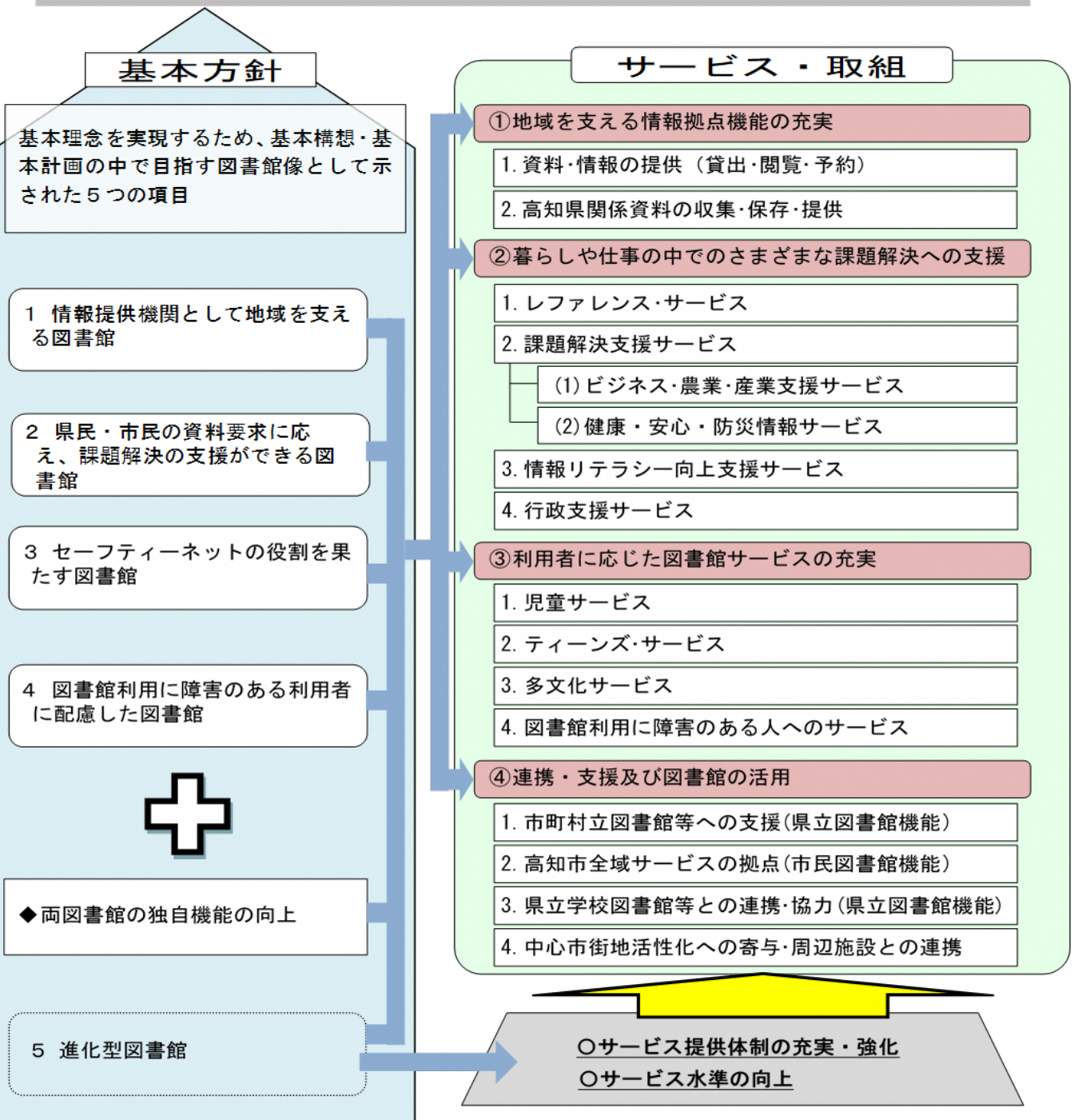
現行『オーテピア高知図書館サービス計画』（第1期）の概要（抜粋）

1 計画の概要

- ・平成29年(2017年)1月策定
- ・オーテピア高知図書館が『これからの高知を生きる人たちに力と喜びをもたらす図書館』という基本理念を実現するため、県立図書館と市民図書館がそれぞれの機能と役割を果たしながら取り組むべき具体的なサービスの方向性について示したものの。

基本理念

『これからの高知を生きる人たちに力と喜びをもたらす図書館』
(基本構想・基本計画における新図書館の目指す姿)

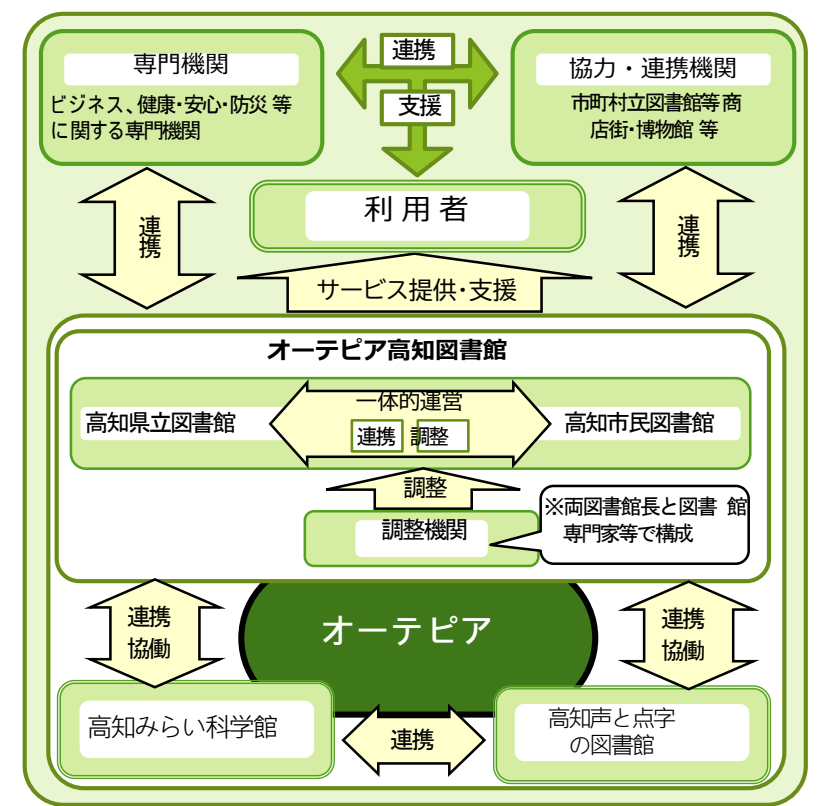


2 計画期間 平成29年(2017年)度～令和3年(2021年度)5カ年

3 サービス・取組(具体事例)

- ① 地域を支える情報拠点機能の充実**
 - 市民・県民の多様なニーズに応えられる新鮮で幅広い資料の収集・提供(H元年度:約146万2千点、収蔵能力:約205万冊)
 - 紙×電子媒体のハイブリッド型図書館(電子書籍、オンライン・データベース、歴史資料のデジタル化)
- ② 暮らしや仕事の中での様々な課題解決への支援**
 - レファレンス・サービスの強化(H元年度37,914件)
 - ビジネス・科学・産業・農業支援サービス
 - ⇒「産業活性化と安定した雇用の創出」「移住・定住の促進と交流人口の拡大」
 - 健康・安心・防災情報サービス
 - ⇒「すべての世代の健やかな暮らしの確保」「次世代を担う心豊かな人材の育成」「人にやさしい環境共生都市の実現」
- ③ 利用者に対応したサービスの充実**
 ～誰もが支障なく利用できる図書館～
 - ティーンズ部創設
 - 児童・多文化・障害のある人
- ④ 連携・支援及び図書館の活用**
 - 市町村立図書館や県立学校図書館等への支援(県機能)
 - 高知市内全域サービス(市機能)
 - 中心商店街等との連携

4 施策体制



現行『オーテピア高知図書館サービス計画』（第1期）の目標と実績

オーテピア高知図書館 目標値 (R3年度時点)		開館前実績 (H26年度) ※県・高知市の計	うち		オーテピア 高知図書館 (R元年度)	H26年度 比
			県立図書館	市民図書館本館		
①年間個人貸出点数	110万点	519,892	181,882	338,010	1,064,469	2.04倍
② [※] レファレンス件数	3万件	23,989	13,117	10,872	37,914	1.58倍
③来館者数	100万人	620,158	245,055	375,103	1,028,441	1.66倍

基本理念や基本方針、サービスの柱建てはそのままに、
社会・環境変化への対応を図り事業の継承・発展・充実（深掘り）

※レファレンスサービス：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が館内案内や図書館資料に基づき、情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答するサービス。電話、FAX、メール、郵便、Webサイト上の問合せフォームを使用し対応。

社会・環境変化への対応、事業の継承・発展・充実

基本理念

これからの高知を生きる人たちに力と喜びをもたらす図書館

現 状

概ね目標達成

●第1期計画の目標達成

①年間個人貸出点数	110万点
②レファレンス件数	3万件
③来館者数	100万人

社会情勢の変化

- ・新型コロナウイルス感染症を契機とした社会構造の変化
- ・デジタル技術の促進
- ・第5世代移動通信システム(5G)サービス開始
- ・大規模自然災害の発生
- ・少子高齢化の進展、地域経済の縮小
- ・外国人材の受入れ拡大
- ・成人年齢引き下げ ・働き方改革 など



国の施策にかかわる動き

- ・「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第4次)の策定
- ・著作権法の一部改正
- ・「教育振興基本計画」(第3期)の策定
- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)の公布・施行
- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」の策定
- ・デジタル庁の設置に向けた動き

地域の課題(県・市)

- 県・市の各種計画
- ・経済活性化(産業活性化・雇用創出)・教育充実
- ・人口減、少子高齢者対策、女性の活躍の場の拡大
- ・中山間対策の充実、強化、交流人口拡大
- ・全世代の健やかな暮らしの確保、次世代人材育成
- ・南海トラフ地震対策の抜本強化・加速
- ・インフラの充実と有効活用
- ・歴史・文化芸術・スポーツの継承・振興・発展
- ・多様な主体との連携・協働・発展

課 題 (取りまとめ中)

現計画の継続・維持

- 新鮮で幅広い資料や情報の収集・提供の継続
 - ・ 予算確保の重要性
 - ・ 【市】市内全域サービスの持続的提供
- 図書館サービスの認知度不足・利用促進の必要性
 - ・ レファレンスサービスやデータベースの利用が少ない
 - ・ 認知はあっても利用に結びついていない
 - ・ バリアフリーサービスの認知度が低い
 - ・ 業務のための図書館利用が少ない
 - ・ それぞれが持つ課題の認知不足

社会・環境変化・国策への対応

- 社会変化や地域課題への対応
 - ・ 新しい生活様式への対応(新型コロナウイルス感染症を契機としたライフスタイルの変化に即した図書館サービス)
 - ・ 社会構造の変化の中で生じる学び直しへの支援
 - ・ デジタル化のさらなる進展への対応
 - ・ 大規模災害発生を想定した体制
 - ・ 外国人材の受入拡大

現計画の発展・充実

- 連携協力、ネットワーク強化の必要性
 - ・ 【県】学校による図書館活用の促進のためのニーズ把握
 - ・ 図書館の人的・物的資源を生かした中心市街地活性化への寄与
- その他 +α

利用者ニーズや関係機関・団体、県民・市民の声のから見てきた実態

- ・図書館サービス計画意見交換会(R2.12実施)
 - ①商工・農林水産、②健康・福祉、③防災、④中心市街地活性化・周辺施設との連携
- ・アンケート調査(R2.9~10実施)
 - ①利用者満足度、②関係機関・団体、③バリアフリー
 - ④県市行政職員、⑤市町村支援

取組バージョンアップ (事例案)

- 新鮮で幅広い資料や情報の収集・提供
 - ・ 資料の鮮度保持及び情報量の確保
 - ・ 司書のさらなる資質向上
- 図書館サービスのさらなる普及・啓発
 - ・ 図書館の強みや魅力のさらなる発信(マンガや動画等による図書館活用事例の紹介)
 - ・ 【県】学校訪問によるニーズ把握
 - ・ 障害のある当事者に届く広報
 - ・ 図書館活用講座の実施 (行政職員向け 専門・連携機関向け)
 - ・ 図書館サービスを通じた「課題」発見への対応
- 図書館の進化・新たなサービス創出
 - ・ 情報提供による支援や普及・啓発、非来館型サービスの促進(電子図書館の普及、動画等による図書館活用方法についての学習機会の提供)
 - ・ ショートメール等を活用したサービスの拡充
 - ・ 貴重資料等のデジタル化の推進とデジタルコンテンツの活用促進
 - ・ 津波避難ビルとしての役割やBCP計画
- 関係機関・団体等とのさらなる連携強化
 - ・ 学校現場のニーズ調査に基づく、協力・資料提供の促進(ニーズに基づく団体貸出セットの組み換え)
 - ・ ウェブ会議システム等を活用した関係機関・団体等との連携強化
 - ・ 地域観光機関や商店街等との連携強化
- その他

利用者ニーズや関係機関・団体、県民・市民の声の反映

- ・県立図書館・市民図書館 図書館協議会
- ・図書館サービス計画推進委員会
- ・パブリックコメント(R3.7予定)

(仮称)オーテピア高知図書館サービス計画（第2期）策定スケジュール（予定）

令和2年 (2020年)											令和3年 (2021年)											令和4年 (2022年)	
4月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	■ サービス計画 推進協議会					■ サービス計画 推進協議会			■ サービス計画 推進協議会			■ サービス計画 推進協議会					■ サービス計画 推進協議会						★ 次期計画開始
	● 図書館協議会									● 図書館 協議会			● 図書館 協議会										● 図書館 協議会
				○ アンケート			○ サービス計画 意見交換会 意見とりまとめ							◎ パブリックコメント (予定)									
								★ 市総合教 育会議		★ 教育 委員会			★ 教育 委員会		★ 教育 委員会								
										□ 議会 報告							□ 議会 報告						
計画骨子案作成											素案作成												
											意見反映											最終とりまとめ	

区 分	役 割 等
■ サービス 計画推進協議会	サービス計画に記載の「図書館の専門家等による第三者機関」。 図書館協議会以外に定期的にサービス・取組の実施状況の点検・評価を行う機関。 図書館が作成したサービス計画の進捗管理（点検評価）資料について説明し、専門家による意見、アドバイスをいただく。 ※「評価」とは評価点をつけることではなく、取組に対する成果や課題を洗い出すこと。
● 図書館協議会	図書館法に基づき館長の諮問に応じ意見を述べる機関として設置される協議会。サービス計画38ページに記載のとおり、定期的にサービス・取組の実施状況の点検・評価を行う。
○ アンケート	サービスの向上につなげていくための利用者の要望や満足度を把握する。（次期サービス計画の策定に向けて実施）
◎ 意見交換会	ビジネス、健康・安心・防災、中心市街地活性化等の分野の関係機関・団体から、次期計画における取組や連携のあり方等について意見をもらう。
◆ 次期計画の策定	策定時期は令和3年9月を予定。令和元年度後半から策定準備。